

## 資料

二〇一七年施行、  
新しいオーストリア相続法  
（条文仮訳）

松倉耕作

## 1 はしがき

## (1) 邦訳の対象

本稿は、全面改正されたオーストリア相続法の条文の邦訳を目的とする。新法は「2015年法7月30日付け法87号」として制定され、2015年7月30日に公布、2017年1月1日から施行される（新民法1503条において、施行日が明記されている）。

相続法の改正に伴い、民法のほか、関連する多くの法令（本稿の末尾に列挙している）が同時に改正されているが、本稿で扱うのは、民法の改正に限られる。

先行する「改正草案」については、筆者自身が本誌で連載を終えている。しかし、実務においてはもちろん、学問的にも、改正案と改正法では、その価値が異なる。それゆえ、本質的な

点では、さほどの変更はみられないが、改正法が制定・施行されている旨を明らかにしておく必要がある。付言すれば、政府草案と新法とは、殆ど違いはないともいえる。

なお、旧法の条文との違いについては、すでに発表している改正草案の試訳の条文訳において各条ごとに触れている。重ねて明示する必要はないと思われるので、本稿では、旧法との違いには、原則として触れない。

ちなみに、2016年5月13日付け、連邦司法省の報道官の説明によると（プレス情報による）、刑法から相続法までの34に及ぶ改正案を、今後2年内に制定する準備を進めているとの記述がみられる。本稿を執筆している段階では、それ以上の情報は明かではない。

はじめに、対象とする新法と、制定段階での先行研究について触れておこう。

## (2) 新法の制定

1) 新法について 新法は、現行の条文を全面的に改正した条文といえる（本稿の執筆段階ではいまだ施行されていない）。新法の略称は、「2015年7月30日づけ相続変更法：Erbrechts-Aenderung 2015」（2015年法第87号、出典：連邦官報 2016年第1部、法第87号、BGBl. I Nr.87/2016）と称する（上記の官報は、たとえば、連邦の司法省にアクセスすれば、容易に官報に到達することができる）。

ちなみに、政府草案・新法に先立つ（予備）草案は、2015年3月20日付けで公表されており、後で示すように、筆者による邦訳が存在する。「2015年（予備）草案」では、相続法のほぼ全ての領域、すなわち531条—824条にわたる改正が予定されていた。その他の領域、たとえば夫婦財産制の条文も、ごく一部改正されている（その他の部分も、後述する条文訳で、訳出している参照）。

より詳しくオーストリア相続法を研究される方のために、議会審議の折りに提出された資料を示しておこう。後日わが国で新法の研究をするさいには、下記の2つの立法資料が最も重要である。筆者が訳出した（予備）草案後の政府

草案 (Regierungsvorlage, 688 der Beilagen zu den Stenographischen Protokollen des Nationalrates XXV GP) や、その解説 (Erläuterung) も存在する。これら資料については、施行の2017年から数年内であれば、いろんなアクセス方法を通じて、たとえばオーストリア連邦議会にアクセスすれば、上記の条文と「解説」とともに、たやすく見ることが可能である。

後学のために明記しておこう。前記「解説」でのコメントが立法者意思と扱われる。もしオーストリア相続法を研究される読者がいれば、そのように理解していただきたい。ただ、政府草案と制定法では少し修正されることもある。少し手間がかかるが、「(オーストリア) 法律情報システムRIS」などを通じて、条文の違いを確認したうえで、是非とも、「解説」にあたられることを期待します。

2) 改正の目的など 改正の目的などにつき、「解説」で触れられているので、それに基づいて、簡単に要約しておこう。

改正の動機については、抽象的にいえば、下記の2つの動機が述べられている。

①国内面での事情がある。同じ民法のなかでも家族法の規定は、大戦後だけでも、かなりの修正を受けている。それに比べて相続法の規定は、1811年法から大きな修正はなされていない。当時と比べて、生活状況が変化している。このことが改正の動機である。わけても、判例による変化への対応が著しい。改正にさいして、その成果を取り入れようとしている。

②対外面での事情がある。EU法の変化への対応も急がれる。立法者がとくに注目したのは、管轄、準拠法、判決の承認・執行に係わる規則(2012年法650号)である。その中心規則が2015年8月17日に発効する。オーストリアとしても、国際私法の規則だけでなく、他の手続に係わる規則整備も急がれたのである。

「EU相続令」の制定については、わが研究者の間でよく知られている。ここでは、オーストリアで出版されている文献を1点挙げておこう。: Mondel, Ch. Usw, Die EU-Erbrechtsverordnung. Verlag ORAC, 2016, 350S. 88 EUR.

### 3) 基本的な視点

政府草案「解説」によれば、つぎの2つの点を挙げている。

①用語の現代化と内容面での更新 旧法の枠組は維持していくとしても、法文の用語を現代化させる必要がある。たとえば、被相続人の表現するErblasserの語に代えて、Verstorbeneまたはletztwillig Verfügenderの語が充てられている。

他方、内容面では、1811年法から残っている、たとえば今日では登場しない「馬車」という用語を削除する。また、条文上、「疑わしいときは」という表現を多用する。これにより証明責任の問題が改善され、その結果として解釈の混乱を防止することに役立つことが期待されている。

さらに、先に述べたように、いずれの国でも行っているような、確定している判決の成果を規則化していることも大きな特色の一つである。「解説」では、その一例として、財産分離の扱いについての812条の規則化を挙げている。

②終意処分に扱い 遺言についての規則の一つとして、他人の手による遺言は、従前規則と同様、2人の証人の面前で行う必要がある。障がい者の保護に関するヨーロッパ協定の制定にともなって、保護者の選任を厳格化する方向に転換された。また、危急時遺言にさいする証人の年齢を18歳から14歳に下げられた。

その他、夫婦関係が多様化していることへの配慮も伺われる。たとえば、登録パートナー婚配偶者や事実婚配偶者への相続権の付与・寄与分の主張への対応も、注目される。もっとも、事実婚配偶者の寄与分の主張は、改正草案では肯定されていたが、制定法では、寄与の主張が否定されている。

### (3) オーストリア相続法についての先行研究

対象とする「2015年新法」および改正草案について、わが国での先行研究は、極めて少ない。下記の論考に限られる。

①例外 それに触れている例外原稿は、次

の2稿のみである。草案をも踏まえた論考として、拙稿「オーストリアの配偶者相続権と改正草案」本誌37号、2016年、において公表した草稿がみられる。同稿は、配偶者相続に限定して、旧法がどのように改正されようとしているかを、簡潔に素描したものである。

さらに、改正法を踏まえた論考が1点存在する。拙稿「オーストリアにおける配偶者および登録パートナー婚配偶者の寄与」名城法学66号、2016年。

上記の論考を除けば、今回2015年の改正草案、それに続く改正法についての研究資料は、本稿が最初の紹介論考である。後学のため、これまでのオーストリア相続に関する先行研究を示しておこう。

②改正（予備）草案テキストの邦訳 拙訳「オーストリア相続法と全面改正草案について——（1）（2）（3）完」本誌35号—37号、2016年。2015公表の（予備）草案のうち、相続の領域の全条文を邦訳したものである。

③旧法の条文訳 今回の全面改正の前の法律について、筆者による条文訳が存在する。拙著『オーストリア家族法・相続法——関係条文訳と参考文献案内』信山社、1993年。同書を公表してから24年経過している。他のヨーロッパ諸国におけるのと同じように、家族法の部分はかなりの改正を経験しているが、今回2015年の改正前までは、相続法の領域では余り改正がない。

同書の入手が困難な方は、拙稿「オーストリア相続法——条文仮訳（1）（2）」南山法学16巻3・4号、17巻1号、1993年、でも、条文を見ることができる。

同書では、本稿の対象とする相続法の全条文を訳出している。また、民法典中の、いわゆる家族法だけでなく、家族法に係わる特別法としての、「一子相続法」、「身分登録法」（わが戸籍法に近い）、婚姻法ほか、全部で9つの特別法をも訳出している。相続との係わりでは、夫婦財産法や生存配偶者の相続権についての条文はもとより、とくに、後掲する一子相続法が重要で

あろう。一子相続については、後述⑨を参照されたい。

④相続制度の概要 拙稿「オーストリア相続法」本誌9号75頁—127頁、2008年。遺言相続、法定相続を中心とする制度の概要紹介を行う論考である。新法が制定されたとはいえ、根本的な制度の変更は限られる。それゆえ、前記の草稿は、新法の下での解釈にとっても、重要な手がかりとなり、有用かと思われる。

わが国での先行研究ではないが、後学のため、制度の概要を知る欧文文献を2点のみ挙げておこう。オーストリアの法律書は、ドイツのそれに比べて、少し高い印象がある。出版社や頁数、価額を示したのは、購入の手がかりとして役立つと考えたからである。

④—1 旧法については、多くの概説書が存在するが、わが国の研究者がオーストリア相続法の概要を知るには、次書が進められる。Welser/Zoechling, Buergerliches Recht. Bd. II ……Erbrecht. 14. Aufl. 2015. 同書では、債権法、物権法も収録されている。相続の解説は、503頁—661頁に収録される。

新法については、2016年8月31日現在で、すでに10冊近く発行されている。ここでは、下記の4書を挙げておこう。

④—2 Eccher, B., Die oesterreichische Erbrechtsreform. 6. Aufl. Verlag Oesterreich, 2016, 220S. 26 EUR. 2016年10月出版の予定であるが、読者が本稿を読まれる段階では、出版済みであろう。

④—3 Rabl, C./B. Zoechling-Jud, Das neue Erbrecht. Manz Verlag, 2015, 204S. 44 EUR. 政府草案への言及がみられることが特色といえる。

④—4 Barthth, P./U. Pesendorfer, Praxis-handbuch des neuen Erbrechts. Linde Verlag, 2016, 632S. 88 EUR. 手続法および国際私法の規則にも言及されている。

④—5 Mondel, Ch. usw, Die EU-Erbrechtsverordnung. 前掲。ヨーロッパ諸国において相続規定が改正されるきっかけとなったEU相続法規則を概説する。コンメンタール形式である。

⑤配偶者相続権 拙稿「オーストリアの配偶者相続権と改正草案」前掲。

それ以前の論考として、拙稿「スイス・オーストリアの配偶者相続権」南山法学5巻1＝2号合併号、215頁以下、1981年。なお、拙稿「配偶者相続権」現代家族法体系4所収、1980年。186頁以下で旧法下での制度を扱っている。

後者の論文は1980年の公表であるから、少し古い。しかし、幸いなことに、1978年法の改正はカバーされているので、今日でも、利用価値があると思われる。なお、拙稿「スイス・オーストリアの生存配偶者の相続権」前掲では、上記の論考に若干手を加えている。

⑥寄与の清算 拙稿「オーストリアにおける配偶者および登録パートナー婚配偶者の寄与」前掲。改正された相続規定を踏まえた「夫婦間での」寄与制度の概要を扱う。

上記に先立つ資料としては、拙稿「オーストリア新民法における配偶者の寄与」判例タイムズ460号、23頁以下、1982年。「78年法」により新設された配偶者の寄与制度を扱う。

オーストリアでの寄与制度は、夫婦の寄与と、農場承継者のそれとが存在する。後者の農場相続にさいする「農場承継者」の寄与は、後述する「一子相続法」で扱われている（後述⑨をも参照）。

⑦パートナー婚配偶者の相続権 登録パートナー婚については、拙稿「登録パートナー婚に関するオーストリア新法について」本誌24号53頁以下、2012年。それに先立つ、同法の草案については、拙稿「パートナー婚に関する政府草案について」本誌9号295頁以下、2008年。登録パートナー婚の配偶者は、相互に相続権を有するので、その限度で、相続法の対象となる。

⑧妻の法的地位 拙稿「オーストリア法における妻の財産的地位」（南山大学）アカデミア人文・社会科学編78号433頁以下、2004年。相続権のほか、とくに夫婦財産制などを視野に入れた総合的考察という視点から、妻の財産的地位を描いている。同論考の大部分は、後掲『オーストリア婚姻・離婚法』2005年、に収録されている。

⑨一子相続 拙稿「オーストリア一子相続法」南山法学17巻2号、113頁以下、1993年。条文訳と新法（89年施行法）の解説を試みている。農場の承継者に係わる一種の寄与と寄与清算とを扱う制度である。

ただ、同稿公表後、2015年度の（相続法の全面改正に伴う）改正を含めて、6度改正されているので、今日の段階での規定については、たとえば前述した「法情報システムRIS」などで最新の条文の確認をしていただきたい。

付言すれば、前記「法情報システムRIS」を通じて、2015年改正法についての連邦議会での情報を開けると、政府草案、その解説、旧規定との比較表などを見ることができる。外国人である我々にとっても、同システムはありがたいサイトである。

#### ⑩国際私法関係

⑩－1 木棚照一「オーストリア国際私法における相続準拠法について」中川淳教授還暦記念論集所収、1987年。

⑩－2 石黒一憲（訳）「ヨーロッパ国際私法の新たな展開——オーストリア——」判例タイムズ34巻20号、1983年。

⑩－3 山内惟介「オーストリアの国際私法について」法学新法88巻5・6号、1981年。

ちなみに、国際私法は、1978年法304号（1979年1月1日施行）による新法制定後、今日まで10度にわたる改正を経験している。改正の変遷などの詳細は、前記「法情報システムRIS」で確認することができる。

⑪その他 関係する法改正について、簡単な情報を記している。本稿の末尾の記述を参照されたい。

その他に、相続法の領域ではないが、夫婦と親子などについて、その全容を明らかにしているので、それについての文献も示しておこう。ただ、相続法固有の研究ではなく、相続文献に関連して示すので、挙げるのは、単行本に限定した。

⑫拙著『オーストリア婚姻・離婚法』嵯峨野書院、2005年。337頁。タイトルに示した領域

の全容を素描している。

⑬拙著『オーストリアの親子法』嵯峨野書院、2003年。275頁。親子法の概要を紹介している。

その後、2013年施行の「大改正」については、2013年以降、本誌28号以下で、新・親子法の条文と概要を紹介している。28号で嫡出否認、30号で裁判認知、32号で任意認知、33号で養子縁組を扱っている。

⑭青木仁美『オーストリア成年後見法制』成文堂、2015年。398頁。後見制度に関する本格的、かつ丁寧な研究である。

## 2 条文訳

### 凡令

①項の表示 原文での表記にしたがって、アラビア数字で、(1)・(2)のように示している。点付き数字1.や2.は、わが法での「号」を意味する。

②条文の見出し 各条の前に示したそれが、いわゆる「条文の見出し」である。念のためにいえば、スイス民法などと異なり、条文の見出しが各条ごとに必ずついているわけではない。しかし、スイス民法と同様に、正式の条文の一部である。

③草案と異なる部分 先行する（予備）草案と異なる部分には、アンダーラインを付けている。

④訳に影響しない変更 アンダーラインが付されていないが、修正のある部分も少なくない。たとえば、名詞の不定冠詞が定冠詞に代えられている場合、受け身表現に代わった場合、過去形が完了表現に代わる場合など、がその例である。

④現行との違い 訳文のあとに、〔現行の規定を削除。内容は、〇〇などを定める〕などと筆者が注記した部分がある。この部分は、改正（予備）草案との違いがあるわけではない。ところが、なにも書いていないと、訳者・松倉が、規定の一部を訳し落としたかと誤解を招く恐れがある。そのため、このような補足を付記している。

**第199条** 〔Nachlassという表現をVerlassenschaftの語に換える。訳者付記：この変更は、今回改正される相続法の全部に及んでいる〕

**第233条** 〔「子の請求においては、子が被相続人Erblasserより得たすべてを算入する」という表現を、子が被相続人Verstorbenenの語に改める。訳者付記：この変更は、相続法の全部に及んでいる〕

**第269条** 〔遺産Nachlassという表現を、Verlassenschaftの語に改める。前記199条に同じ。訳者付記：ちなみに、相続法の条文は、後述のように、531条以下である〕

**第308条** 〔言及を省略。訳には影響のない内容である〕

## 第8章 相続権通則について

### I 定義

#### 相続財産

**第531条** 死者の権利および債務は、一身専属権を除いて、死者の相続財産となる。

#### 相続権

**第532条** 相続権は、相続財産のすべてまたはその特定の一部を取得する絶対的な権利である。相続権を取得する者を相続人と呼ぶ。

#### 相続権の権原

**第533条** 相続権は、相続契約、被相続人の終意処分、または法律に基づいて生ずる。

#### 複数の相続権

**第534条** 前条に述べた3つの相続権は、並列して存続する、その結果、ある相続人には終意処分に基づいて遺産全体についての割合で、または他の相続人には相続契約に基づいて、さらにその余の相続人には法律に基づいて、〔相続権が〕帰属する〔ことがある〕。

#### 相続と遺贈との違い

**第535条** 全遺産に係わる相続分ではなく、〔遺産中の〕個々の物、一定の種類物の一つまたは数個、価額、または権利のみが、ある者に付与されたときは、その価値が遺産の大部分に及ぶときでも、付与された物を遺贈と呼び、その者は、相続人ではなく受遺者にすぎない。

## II 相続権の発生

### 相続開始

**第536条** (1) 相続人は、被相続人の死亡(相続開始)とともにまたは延期的条件の発生(第696条および第703条)とともに、相続権を取得する(相続開始)。

(2) 推定相続人が被相続人より前に死亡したときは、推定相続人は相続権を取得しない；それゆえ相続財産は、その者の相続人に移転することはない。

### 相続権の相続性

**第537条** (1) 相続人が被相続人より長生きした場合において、相続についての意思表示の前にも、相続権がその者の相続人(相続人の相続人)に移転する、ただし、相続放棄またはその他の原因で相続権を喪失しているときは、この限りではない。

(2) 相続人が相続帰属の意思表示のあとで死亡したときは、相続人の相続人は、増加した権利者(第560条)および補充相続人(第604条)に優先する。

### 相続能力

**第538条** 権利能力があり、かつ相続欠格者でない者は、相続能力を有する。

### 相続欠格の原因

**第539条** 被相続人または遺産に対して、故意にかつ1年以上の自由刑に処せられるべき裁判上加罰される行為を犯した者は、被相続人がその者を宥恕したという事情が認められないかぎり、相続資格を有しない。

**第540条** 故意に被相続人の真正な終意を失効させたまたは失効させようとした者、たとえば終意の意思表示を強制または欺いて失効させようとした者、またはすでに作成されている終意〔意思〕を隠匿した者は、被相続人がその者を宥恕したという事情が認められないかぎり、相続資格を有しない。上掲の者は、これにより生じた損害を、第三者に対して賠償する責任がある。

**第541条** 下記の者(も、相続資格を失う)、

1. 被相続人の配偶者または登録パートナー婚配偶者、事実婚配偶者、または被相続人の直

系血族に対して、故意に裁判上加罰される行為を犯し、1年以上の自由刑に処せられた者、

2. 被相続人に対して、重大な精神的苦痛を与えた者、

3. 被相続人に対して、親子間の法律関係に基づく子の義務を著しく怠った子。

被相続人が遺言(作成)不能またはその他の理由により、その者を廃除することができず、かつ被相続人がこれらの者を、事情から判断して宥恕したと認められないかぎり、(これらの者は)相続資格を失う。

### 相続欠格のさいの代襲相続

**第542条** 法定相続のさいには、欠格者が被相続人よりも長生きしたときでも、相続欠格者の直系卑属が、欠格者に代わって相続人となる。

### 相続能力を判断する時期

**第543条** (1) 相続能力は相続開始の時点で判断する。その後取得した相続能力は、無視され、すでに適法に他の者に帰属していたものを取り上げる権利はない。

(2) 相続の開始後に、相続財産に対して第539条の意味での、裁判上罪となるべき行為を犯し、または被相続人の終意意思の実現を無に帰せしめたり、または相続欠格となるような行為(第540条)を犯した者は、相続の開始後も、相続能力を喪失する。

**第544条** 〔見出しを含め削除、旧規定では、兵役義務などを免れた者の扱いを定めている〕

**第545条** 〔見出しを含め削除、相続能力を判断する時期に関する規定。新法543条に移動〕

### 法人としての相続財産

**第546条** 相続財産は、〔被相続人の〕死亡とともに、法人格を有する相続財産となり、〔それが〕被相続人の法的地位を承継する。

### 包括承継

**第547条** 相続承認のときから、相続人は、被相続人の法的地位を承継する、このことは、連邦による〔遺産の〕取得の移行決定にも適用される。

### 債務

**第548条** 被相続人がその財産から支払うべ

きであった債務は、その相続人がこれを引き継ぐ。罰金は、相続人には移行しない。

#### 葬儀費用

**第549条** 地域の慣行、生活関係からみて、および被相続人の財産からみて、葬儀に要する相当な費用は、遺産が責任を負う〔べき〕負担となる。

#### 相続人共同体

**第550条** 複数の相続人は、共同相続に関しては、相続人共同体を形成する。各共同相続人の持分は、その相続分にしたがって決まる。その他、第14章および第16章の規定を適用する。

#### 相続放棄

**第551条** (1) 自己の相続権を有効に処分できる者は、被相続人との契約により、予め相続を放棄することができる。この契約が効力を有するためには、公正証書の作成または裁判所で記録される文書の作成が必要である。この契約の廃止には、書面によることを必要とする。

(2) 他に別段の合意がないかぎり、そのような放棄は、(自己の) 遺留分および直系卑属にも、効力が及ぶ。

## 第9章 指定相続

### I 原則

#### 終意処分

##### 第552条

(1) 被相続人は、終意処分により、死亡に基づく将来の相続財産の帰属を定めることができる。終意処分は、いつでも撤回することができる。

(2) 相続についての処分は、遺言と扱う。遺言において、その他の終意処分、とくに遺贈、負担、遺言執行人の指定、を行うことができる。

#### 終意処分の解釈

**第553条** 被相続人がある表現を特別な意味で用いたのではないかぎり、言葉は、通常の意味に解釈すべきである。処分の文言において被相続人の真意が基準となる。解釈は、被相続人によって〔達成しようとして〕努められたように、かつ、少なくとも終意処分の一部が維持されるよ

うに、解されなければならない。第681条から第683条まで〔の規定〕を準用する。

#### 唯一の相続人の指定

**第554条** 被相続人がある一人の者を、内容を特定することなく、その相続分を確定することなく、相続人と指定したときは、その者は、すべての遺産を取得する。被相続人がある者に、一定の相続分を帰属せしめたに過ぎないときは、残余の部分は、法定相続人に帰属する。

#### 複数の相続人の指定

**第555条** 被相続人が複数の者を、相続分を特定することなく相続人として指定したときは、これらの者は、同等の割合で相続する。

**第556条** 被相続人が、相続財産のすべてには及ばないある相続分につき、複数の者を相続人に指定したときは、残余の部分は、法定相続人に帰属する。被相続人がすべての遺産につき相続人を指定したときは、被相続人が遺産内容を誤解または相続物件の列举が不正確であったときでも、疑わしいときは、法定相続から除外する趣旨とする。

#### 特定の指定と不特定の指定との相互関係

**第557条** 被相続人が、一人または複数の相続人の相続分のみを定め、他の相続人の相続分を定めなかったときは、指定のない他の相続人は、残余（の財産）を、同等の割合で相続する。

**第558条** 前条の規定に従えば、〔遺産物件につき〕特定の指定相続人のために残余〔の物件〕がなんら残らないときは、この指定相続人のために、最も少なく遺贈された相続人と同等の相続分を、すべての特定された部分に比例して、この指定相続人が取得できるように、調整するものとする。

不特定の持分について、複数の相続人の指定〔のある場合〕

**第559条** 持分の定めのない複数の指定相続人間でも、法定相続によれば、たとえば、被相続人のある兄弟の子が他の兄弟に対して一人の人とみるべき相続人も、遺言による指定にさいしても、（前条と同様に）解するべきである。被相続人が特定の者を相続人と指定したとき

は、被相続人は、その者を、個々の相続分について、疑わしいときは、相続人と指定する意思と推定する。不特定の多数の人が指定されたときは、疑わしいときは、一人の人を指定したものとみなす。

増加

**第560条** (1) 被相続人がすべての相続財産について指定し、複数の相続人を指定したが、相続人の一人がその相続権を利用できないとき、または、この者について補充相続人が決められていないときは、疑わしいときは、譲与された部分は、他の指定相続人がその相続分の割合で、増加して取得する。複数の相続人指定が無効であるときも、同様とする。

(2) なんらの増加がないときは、譲与された部分は、法定相続人に帰属する。

**第561条** [削除。指定のない相続分の扱いを定める]

**第562条** [削除。指定相続人と増加権について定める]

**第563条** (1) 自由に処分された相続分を取得した者は、それと結びついた負担が指定相続人の一身専属的義務ではないかぎり、負担をも引き受けるものとする。

## Ⅱ 終意処分への要請

[相続人指定の] 意思表示の一身専属性

**第564条** 何人も、終意処分をみずから意思表示し、みずから相続人を指定しなければならないが、この意思表示を第三者に委ねることはできない；第三者の提案への単なる肯定では、足りない。

意思表示の確定と瑕疵なき意思表示

**第565条** 終意意思は、熟慮し真摯に、かつ強制、詐欺、重大な錯誤もなく、意思表示することにより、その意思を確定されなければならない。

遺言能力

**第566条** 終意処分の意味と効果を理解し、かつ、それに対応した行動をとることができる者は、遺言能力を有する。

[見出しの削除]

**第567条** 被相続人は、遺言能力を有しない状態での意思表示、たとえば精神的な病氣、酩酊した状態で遺言したときは、終意処分は無効である。

**第568条** 第566条によれば遺言能力を有しない被相続人が、遺言を意思表示する時点で遺言能力を有していた（ときに正気にもどっていた）と主張する者は、その旨を証明しなければならない。

年齢

**第569条** 未成年者は遺言能力を有しない。判断能力を有する未成年者は、緊急の場合を除いて（第584条）、裁判所または公証人の面前で口頭でのみ、遺言をすることができる。裁判所または公証人は、遺言の意思表示が自由意思で、かつ熟慮の末に行われたことが確信できなければならない。遺言の意思表示および調査の結果は、これを記録しなければならない。

重大な錯誤

**第570条** 被相続人に重大な錯誤があるときは、〔終意処分の〕定めは無効である。とくに、被相続人が受遺者または遺贈物件について間違いがあったときは、錯誤は重大である。

間違えられた表記

**第571条** 被相続人が受遺者または遺贈物件を間違えて表記したときでも、または誤記したに過ぎないときは、処分は有効である。

動機の錯誤

**第572条** [遺言にさいして] 被相続人の示した動機に錯誤があったことが明らかにされたときでも、処分は、有効である、ただし、〔被相続人の〕意思が唯一かつ、この誤った動機に基づいていたときは、この限りではない。

**第573条** [現行規定を削除、修道会に係わる遺言の規定]

**第574条** [旧法でも、規定なし]

有効性を判断する時期

**第575条** 終意処分の有効性の要件は、（遺言）作成時に存在しなければならない。

**第576条** 当初から無効な終意処分は、のちに障害が除去したときでも、無効である。

### Ⅲ 終意処分の形式 種類

**第577条** 被相続人は、次条以下の規定にしたがって、裁判所外でまたは裁判所で、書面または口頭により、または証人つきでもしくは証人なしでの書面により、終意処分を作成することができる。

#### 自筆遺言

**第578条** 書面により、かつ証人なしに終意処分をしようと欲する者は、処分書を自筆で作成し、その氏名を自書しなければならない。作成の日付と場所の表示は、必須の要件ではないが、添えることが望ましい。

#### 他人による作成

**第579条** (1) 被相続人が、自筆で作成したのではない終意処分は、処分者が3人の、同時に臨席する証人の前で署名し、かつ（終意）文書には自己の終意意思が含まれている旨を自筆で付記しなければならない。

(2) 証人は、その名前、家族名、誕生日を（終意）文書に明記し、同文書上に証人たる資格を示したうえ、自書した付記を付けて、署名しなければならない。証人は、終意処分の内容を理解している必要はない。

**第580条** (1) 終意処分者が筆記することができないときは、第579条に明示される証人の面前で、署名および自筆の付記に代えて、署名に代わる拇印を付し、文書が自己の最終の意思である旨を、証人の面前で明示的に意思表示しなければならない。証人が終意処分者の氏名を明示することは成立要件ではないが、添えることが望ましい。

(2) 〔終意処分者が〕（文字を）読むことができないときは、終意処分者は、内容を理解する、2人の証人の面前で、（他の）証人を通じて処分（内容）を読み聞かせ、かつこれが自己の最終の意思に添っている旨を確認しなければならない。

#### 裁判所での遺言

#### **第581条** （裁判所の処分）

(1) 被相続人は、裁判所において、書面または口頭により遺言をすることもできる。

(2) 書面による処分は、処分者が自書し、これを裁判所に自ら提出しなければならない。裁判所は、（提出された）処分書が自筆で署名されていない旨と、処分は裁判所により封印され、封筒の表には誰の終意（処分）が封入されているかを書き留められることを、処分者に対して説明しなければならない。上記の公務行為についての記録を作成しなければならない。受領確認書を交付して、終意処分（書）を〔裁判所に〕保存しなければならない。

(3) 終意処分者が終意を口頭で意思表示することを望んだときは、意思表示（の内容）を記録し、封印し、保存しなければならない。

**第582条** (1) 書面または口頭で終意の意思表示を受けた裁判所は、少なくとも2人の、宣誓義務ある裁判所の職員を立ち会わせることを要し、そのうち一人はその裁判所において裁判官として職務を行う職員でなければならない。〔裁判官を除く〕2人目の裁判所職員は、その他の2人の証人によって代行させることができる。

(2) 緊急の場合には、裁判所は、終意処分を口頭で作成することを希望する者のもとに〔職員を〕赴かせることができ、終意処分を記録に残し、これに封印し、保存しなければならない。

#### 公証遺言

**第583条** 〔公正証書による〕終意処分は、2人の公証人の前で、または1人の公証人と2人の証人の前で、書面または口頭で、作成することができる。公証法第67条、第70条から第75条までの規定を適用する。

#### 危急時遺言

**第584条** (1) 終意処分者の立場からみて、被相続人が死亡の危険、または遺言する能力を喪失する危険に瀕し、その終意意思を他の方法では〔意思表示することが〕できないという正当な危険があるときは、被相続人は、その終意意思を、臨席する2人の証人の前で、代書により（第579条）、または口頭で〔終意処分の〕意思表示をすることができる。そのような口頭の終意意思による処分は、2人の証人の一致した証言を通じて確認されることを要し、しからざ

る場合には、終意の意思表示は、無効である。

(2)〔前項の〕危険から脱却してから3か月以降は、終意の意思はその効力を失い、作成がないものと見なす。(危険からの)脱却が疑わしい場合には、危急時遺言〔の方式〕を通じて行われた、それ以前の終意処分の撤回(第713条および第714条)が、取り消されたものとする。

(遺言書以外に)指示のある処分

**第585条** メモ用紙その他の文書に記された、被相続人の処分は、そのような文書が終意処分についてのすべての有効要件を満たしているときのみ、効力を有する。そのような被相続人の書面によるメモは、意思を解釈する参考とすることができるに過ぎない。

共同遺言

**第586条** (1)一つの書面に記された終意処分は、一人の被相続人のためにのみ、効力を有する。

(2)夫婦または登録パートナー婚当事者は、一つの遺言(書)において、お互いに遺言し、または他方を相続人と指定することができる。そのような遺言は、撤回することができる。相互に相続人と指定する遺言の撤回は、一方による相続人指定の撤回をできないことができるものとする。

証人

**第587条** 未成熟の未成年者、または身体的または精神的な障害により(遺言)能力がない人は、遺言の形式に応じて、終意処分者の終意処分の証人となることはできず、また(終意処分者の)言葉を理解できない者は、終意処分の証人となることができない。成熟した未成年者は、危急時遺言の証人にのみなることができる。

**第588条** (1)相続人または受遺者は、自己に遺贈された出捐について、能力を有する証人を要せず、さらに、その配偶者または登録パートナー婚配偶者または事実婚配偶者、その両親、子ども、兄弟姉妹、および両親、子、配偶者および登録パートナー婚配偶者の兄弟姉妹、または相続人もしくは受遺者の事実婚配偶者

も、同様に証人を要しない。

(2)法定代理人、世話を必要とする者および代理権限を有する、機関、会社、権限を委ねられた者、および、所定の人の、またはその他の法人格を有する会社の被用者も、(証人)欠格である。

**第589条** 証人の能力および予断についての規定は、終意処分に係わる、裁判所職員および公証人にも適用する。

筆記者からの除外

**第590条** 終意処分者の自筆による意思表示ではない作成者は、証人となることができる、ただし、処分者が(文字を)理解できないときは、終意の読み聞かせから除外する。

(見出しを削除)

**第591条** 終意処分により遺贈される受遺者および、その近親者または会社には、第588条を準用する。

**第592条—第593条** 〔新法施行前の旧法でも規定なし〕

**第594条—第597条** 〔現行の規定を削除。証人の資格などを定める〕

**第598条—第600条** 〔旧法でも規定なし〕  
形式上無効な終意処分

**第601条** 終意処分の作成にさいして、(被相続人が)強行規定である形式規定を遵守しないときは、終意処分は無効である。

#### Ⅳ(終意の)死因処分による合意

相続契約

**第602条** 相続契約は、夫婦または登録パートナー婚配偶者間、および婚約者間、または登録パートナー婚を約束した者の間でのみ有効に締結することができる。これについての定めは、第28章〔夫婦財産契約の章〕で規定する。

死因贈与

**第603条** 死因贈与は、贈与者が(贈与)契約において撤回権を留保されておらず、かつ(贈与)契約が公正証書で作成されているときは、贈与者の死亡後も契約と見なす。第18章の贈与の規定および1253条の規定を適用する。

〔第1253条の補足。第18章は、贈与を規定す

る]

## 第10章 補充相続と後位相続

### 補充相続

**第604条** (1) 被相続人は、指定相続人または法定相続人が相続財産を取得しない場合に備えて、補充相続人を、さらに、この者も〔相続財産を〕取得しない場合には、第二の者または複数の補充相続人に、相続資格を与えることができる（補充相続）。

(2) 補充相続人は、つねに〔取得する部分が増加した〕増加権者（第560条）に優先する。

### 推測的補充相続

**第605条** 被相続人は、指定相続人の直系卑属を補充相続人に指定する意思であると推定する。

### 補充相続人の、権利と義務

**第606条** 被相続人の明示的な意思または事案の事情により、相続人中のある者にのみ係わるのでないかぎり、相続人の権利および義務は、相続人に代わって登場する補充相続人に帰属する。制限的条件については、第702条を適用する。

### 相互的補充相続

**第607条** 〔被相続人が〕共同相続人のみを、相互に補充相続人として相続資格を付与したときは、被相続人は、〔補充相続の〕指定において定めた相続分は、補充相続へも効力を及ぼしめる意思と推定する。ただし、補充相続において、〔被相続人が〕共同相続人以外の者にも相続資格を付与したときは、自由に得られた相続分は、すべての者に均分に帰属する。

### 後位相続

**第608条** (1) 終意処分者は、他の相続人のあとに初めて相続資格を取得する旨を〔定めて〕、一人の相続人を指定相続人に指定することができる。この後位相続人は、疑わしいときは、補充相続人でもある。

(2) 被相続人が他の処分をしないときは、前位相続人の死亡と同時に、後位相続が開始する。

### 残存財産への後位相続〔の適用〕

**第609条** 後位相続人が被相続人の意思にしたがって、前位相続人が死亡したさいになお残存する財産のみを取得させる意思であるときは、残存財産には後位相続が適用される。

### 遺言による指示の解釈

**第610条** (1) 終意処分者が、相続人に、または、ある相続人のために、相続財産について遺言することを禁止したときは、法定相続人のための（遺言の）禁止の場合や、特定の相続人のための（遺言の）禁止の場合にも、遺産は、疑わしいときは、残存財産についての後位相続と解する。

(2) 物件の処分についての（遺言の）禁止は、疑わしいときは、それについての終意処分を禁止する権利を除外しない〔ものとする〕。

### 同世代の人の場合の後位相続

**第611条** 後位相続人が被相続人と同世代の人であるときは、終意処分者は、その者を、額の制限なしに、後位相続人に指定することができる。同世代の人は、後位相続の作成のときに、すでに懐胎（22条）出産された自然人である（ことを要する）。

### 後位相続の制限

**第612条** 後位相続人が、終意処分の調整のときに、いまだ出生も懐胎もしていないときは、後位相続は、〔対象が〕金銭および動産物件の場合には、2親等の後位相続に、また不動産物件〔のみ〕の場合には、〔1親等の〕後位相続に、制限される。

### 前位相続人の権利

**第613条** (1) 後位相続が発生するまでは、指定、前位相続人には、用益権利者と同様の制限的な所有権が帰属する。

(2) 後位相続の対象となる相続財産に含まれるものを処分するには、前位相続人の同意を必要とする、同意がない場合には、相続財産の債務の履行、同上財産の予防〔など〕のみを、または通常の管理に属する処分のみが許される。

(3) 前位相続人が後位相続の対象となる相続財産に含まれる金銭、またはその他のものの処分がなされたときは、その代償物件は、疑わ

しいときは、相続財産の一部と扱う。

(4) 指示された後位相続が、残存財産に及ぶ後位相続であるときは、前位相続人は、相続財産中のものについて所有権者のごとく、生存中、処分することができる。

補充相続および後位相続の、解釈

**第614条** 〔被相続人の〕補充相続または後位相続〔指定〕の表現に疑わしい部分があるときは、所有権を処分する（ことのできる）相続人の自由は、最小限の制限にとどめて解釈しなければならない。一般的に補充相続または後位相続を処分したものかどうかの問題（の解釈）についても、同様である。

相続および補充後位相続の、消滅

**第615条** (1) 補充相続は、とくに指定相続人が遺産を取得すると、疑わしいときは、直ちに消滅する、後位相続〔の処分〕は、相続資格を有する後位相続人がもはや存在しないか、または延期的条件のもとで（死因処分が）なされていたときは、消滅する。

(2) 後位相続人の権利は、その者が後位相続の発生時に生存していない場合には、疑わしいときは、その相続人に移行する（537条1項）。

〔見出しなし〕

**第616条** (1) (被相続人が) あやまって遺言能力を有しないと思った者のために、後位相続人を定めた場合、〔遺言での〕終意処分の作成の時点において上記の者が遺言能力を有するときは、疑わしいとき、後位相続は無効である。

(2) 遺言能力を有しない者のために、後位相続人に指定されたときは、この者がのちに遺言能力を取得したとき、疑わしいときは、後位相続は消滅する。その者がのちに再び遺言能力を失ったときも、後位相続が復活することはない。

〔見出しなし〕

**第617条** 終意処分者により、その子を、補充相続または後位相続を指定した時点では、〔これらの者に〕いまだ直系卑属が存在しない時期に、（その者の）子が存在しない場合において、子がのちに相続能力を有する子を遺したときは、疑わしいときは、その（後位相続など）

指定は、消滅する。

**第618条—第645条** 〔旧法でも規定なし。フダイコミッションと財団との違いを規定〕

**第646条** 〔条文の見出しを含めて削除。後位相続と財団との違いを定める〕

## 第11章 遺贈

### 1 原則

受遺者の資格

**第647条** (1) 遺贈（537条）は、相続契約、遺贈契約、被相続人による有効な意思表示に基づいて、または法律に基づいて、成立する。

(2) 相続法上の相続性（537条）、相続能力（第537条から第543条まで）、および相続放棄（第803条以下）についての規定は、これを準用する。

相続人と受遺者〔の違い〕

**第648条** (1) 相続人にも遺贈をすることができる、その場合には、この相続人を受遺者と扱う。そのような遺贈は、疑わしいときは、遺贈を授与された相続人の相続分には加算せず、すべての相続人が、〔遺贈部分を〕その相続〔取得〕分に応じて、負担する（先取り遺贈〔の扱い〕）。

(2) (被相続人が) 明示的に相続分〔の算定にさいして〕遺贈を加算するように指示したとき、または終意処分の解釈から〔そのように〕導いた（加算遺贈）場合、疑わしいときは、分割〔方法〕の指定と解する。

(3) 加算遺贈の価額が終意で付与された相続分を超える場合には、疑わしいときは、この相続人の相続分が増加されたものと扱う。他の指定相続人の相続分は、一文の扱いに応じて、減額される。疑わしいときは、終意処分作成の時点での遺贈物件の価額を基準とする。

遺贈の履行を行う義務者

**第649条** (1) 遺贈に基づいて、受遺者は、相続財産に対する債権を、相続を承認したあとは相続人に対する債権を、取得する。

(2) 相続人は、不分割の債務責任を負う。ある共同相続人〔の所有〕に属する物件が遺贈されたときでも、相続人は、各自の相続分の割

合で、遺贈を履行する義務を負う。被相続人は、遺贈の履行を共同相続人の一人のみに、または受遺者に負担させることができる。

#### 下位遺贈

**第650条** 受遺者は、自分に課せられた遺贈が〔他の遺贈の価額を超えることを理由として〕、自分に課せられた他の遺贈の完全な履行から逃れることはできない。その者が、遺贈を承認しないときは、その物が帰属する者は、後位受遺を履行するか、自己に帰属した遺贈を上記の後位受遺者に、引き渡さなければならない。

#### 遺贈の分配

**第651条** ある人的グループに、たとえば、その親族、その使用人、または生活困窮者に遺贈することを欲する者は、各人にどれだけ帰属するかという分配〔割合〕を、相続人または第三者に委ねることができる。（被相続人が）それについて定めていないときは、相続人が〔分配割合を〕決定する。

#### 補充遺贈と後位遺贈

**第652条** 補充遺贈または後位遺贈を定めることもできる；そのさいには、第10章の規定を準用する。

#### 遺贈の対象

**第653条** (1) 取引の対象となるもの、相続の対象となるもの、独立して債権の内容となりうる〔ものなど〕すべてのものは、遺贈の対象となる。

(2) 遺贈された物件が担保に供されているとき、または負担が課せられているときは、受遺者は、これらの負担をも引き受けなければならない。

#### 給付の可能性

**第654条** 遺贈の給付が受遺者または第三者の責任なしに、給付不能になったときは、受遺者は、それに代わるものを請求することはできない。ただし、取引の対象となりうる物件が遺贈されたが、受遺者が法律上の理由からこれを取得することができないときは、受遺者には、取引価額〔相応の価額〕が帰属されるものとする。

### 第655条 〔条文の見出しを含めて削除〕

## II 遺贈の種類

### 1 種類遺贈

**第656条** 被相続人が、一つまたは複数の種類物件を、詳細な定めをすることなく遺贈し、複数の、そのような物件が遺産中に存在するときは、相続人、第三者、受遺者が選択権を有し、疑わしいときは、相続人が選択権を有する。相続人および第三者は、終意意思に留意し、受遺者の必要に添ったものを、選択しなければならない。受遺者は、〔自分にとり〕最上のものを選択することもできる。

**第657条** 一つまたは複数の種類物件を、被相続人の意思によれば被相続人の所有するものから遺贈されているが、そのよう物件が遺産中に存在しなかったときは、遺贈は効力を有しない。所定の数量に達しないときは、受遺者は、〔遺産中に〕現存するもので満足しなければならない。

**第658条** (1) 前条と異なり、被相続人が一つまたは複数の種類物件を、被相続人の所有する物件からと明示せずに遺贈したが、そのような物件が遺産中に存在しなかったときは、相続人は、受遺者の必要を考慮して、物件を調達しなければならない。

(2) 遺贈〔の対象が〕金銭であるときは、遺産中に現金が存在するか否かを考慮することなく、相続人は、その金額を支払う義務がある。

**第659条** 第三者または選択権を有する受遺者が選択できないとき、またはその意思を表示しないときは、裁判所は、受遺者の必要を考慮して、遺贈〔物件〕を決定しなければならない。

### 2 特定物件の遺贈

**第660条** (1) 受遺者は、被相続人が、特定物件を〔終意処分において〕複数回にわたり遺贈したときでも、それが、一つの終意処分であれ、複数の終意処分で行われたのであれ、この特定物件の遺贈につき、〔ある終意に基づき〕現物で、さらに〔他の終意に基づき〕価額での請求を、同時に行うことはできない。同種また

は同額である物件に係わる他の遺贈であって(も)、疑わしいときは、受遺者は、被相続人が終意処分を繰り返したのと同様に、権利を受けるにすぎない。

(2) (被相続人は、) 種類物遺贈の場合と同様に、相続人、受遺者または第三者にも、複数の特定物件を選び出すという選択をさせることができる。

**第661条** 遺贈物件が終意処分作成の時点で受遺者の所有物であったときは、遺贈は無効である。受遺者が〔終意処分の〕のちに遺贈物件を取得したときは、〔相続人は〕受遺者に、取引価格を支払うものとする。受遺者が〔終意処分ののちに〕遺贈物件を被相続人からその死亡前に無償で取得していたときは、遺贈は、取り消されたものとみなす。

### 3 他人物の遺贈

**第662条** (1) 被相続人、相続人、受遺者のいずれにも帰属しない他人物を、第三者に給付すべき旨の遺贈は、無効である。物についての持分または請求権が上記の者に支払われるべき趣旨であるときは、遺贈は、この持分またはこの権利のみを、遺贈したものとみなす。

(2) 被相続人が、特定他人物を購入し、受遺者に給付すべき旨を明示的に指示しているが(調達遺贈)、〔その物の〕所有者が取引価格で処分する意思がないときは、受遺者は、この価格の給付を受けるものとする。

### 4 債権の遺贈

**第663条** 被相続人が、受遺者に対して有する債権を遺贈したときは(免除遺贈)、相続人は、未払いのすべての利息含めて債権を免除しなければならない。

**第664条** 被相続人が、第三者に対して有する債権を受遺者に遺贈したときは(債権遺贈)、相続人は、未払いの利息、および将来生ずる利息のすべてを、受遺者に譲与しなければならない。

**第665条** 被相続人が、受遺者に対して負担する債務の遺贈をしたときは(債務遺贈)、相続人は、被相続人によって特定され、または受遺者によって証明された債務を承認し、さらに

債務と結びついた条件または期限を考慮することなく、遅くともその他の遺贈を給付すべき所定の期限内に、履行すべき旨の効力を生ぜしめる。

**第666条** 免除遺贈は、疑わしいときは、遺贈が調整されたのちに初めて生ずる債務を含まないものとする。被相続人が遺贈によって担保や保証を免責したときでも、債務も免除したとの結論を生ぜしめることはない。被相続人が支払い期限を延期したときでも、〔受遺者は、その間の〕利息を支払わなければならない。

**第667条** 被相続人が、ある者に債務を負担していて、それと同額をその者に遺贈したときでも、被相続人が遺贈をもって債務が支払われたとは、推定されない。

**第668条** 〔下記の草案を削除。期限がいまだ到来していない債権の遺贈においては、疑わしいときは、地方公共団体の借財に基づく債権、抵当権つき債権、制限物権つき債権を含まない。〕

**第669条—第671条** 〔規定なし、旧法も同じ。婚姻贈与の遺贈に関して規定していた〕

### 5 扶養の、または費用の遺贈

**第672条** (1) 扶養の遺贈は、疑わしいときは、受遺者に係わる、衣食住、必要な教育費、その他の受遺者の必要費を含むものとする。その程度は、疑わしいときは、受遺者の従前からの生活状況に従う。

(2) 受遺者が、遺贈が調整された時点で自活能力を有していないときは、疑わしいときは、受遺者が自活能力を取得するまで、継続するものとする。自活能力を有する受遺者に付与される扶養遺贈は、疑わしいときは、終身にわたる扶養の趣旨と解される。

**第673条** 教育費の遺贈は、疑わしいときは、子に対する父母の義務と同様の原則にしたがって、能力および性向に応じた教育費のすべての費用を含む。必要な生活扶養の費用は、疑わしいときは、受遺者として、教育のために就労者に期待すべきを限度を超えないものとする。

### 6 動産や家具の遺贈

**第674条** 家具または家具調度という〔表現

のもと〕では、住居に通常使用されるもののみを意味し、家財道具という〔表現のもと〕では、世帯の遂行のために必要な物件を意味すると解する。生業の運営に供される物件は、疑わしいときは、これらに含まれない。

#### 7 倉庫の遺贈

**第675条** 被相続人が、それ自体では独立していない倉庫（たとえば引出し型の箱）を遺贈したときは、被相続人が死亡したときに、そこに収納され、かつそこに保管するために、その性質に従って倉庫が用いられる、または被相続人により通常用いられていた物件のみが遺贈されたものと推定する。

**第676条** 前条にも係わらず、倉庫が可動性があるとき、または〔倉庫内に〕現存する物件（たとえば箱）があるとき、疑わしいときは、受遺者は、倉庫のみを請求することができ、倉庫内に存在する物件を請求することはできない。

**旧第677条—第680条** 〔現行の規定を削除。宝石、馬車、現金の遺贈などを定める〕

#### 8 世話遺贈

**第677条** （1）被相続人の死亡直前の3年間の間に、少なくとも6か月〔以上〕少なからざる程度の世話を受けた、被相続人と近親関係にある人は、〔遺贈などの〕出捐が付与されていない、または〔履行義務の〕代償を合意していないときでも、法定遺贈の履行について義務がある。

（2）〔前項の〕世話は、世話を必要する人にとり、可能な限りで、必要な世話や助けを行うことに、またはその可能性を高めることに役立つような、自己決定を行い、必要な方向づけをする生活を行うような活動をいう。

（3）〔1項にいう〕近親者とは、被相続人の法定相続人に属する人、被相続人の配偶者、登録パートナー婚にあった者または生活共同者、その子ども、さらには被相続人の生活共同者およびその子ども、〔など〕をいう。

**第678条** （1）遺贈の規模は、〔受けた世話の〕種類、期間、給付の制度に従って決定される。

（2）〔前条の世話〕遺贈は、被相続人がその旨を指示しているときは、遺留分、相続財産からのその他の給付とならんで、付与されることはない。遺贈は、相続権剥奪事由がある場合に限り、剥奪される。

#### 9 特定概念の解釈

##### a) 子ども

**第681条** 子どもという表現のもとでは、被相続人が他人の子どもを描いているときは、その息子または娘のみを意味し、被相続人が自己の子どもをも描いているときは、被相続人が死亡のときにすでに懐胎されている、子どもに代わって登場する直系卑属をも含むものと解する。

##### b) 親族

**第682条** 詳細な〔範囲の〕限定なしに親族になされた遺贈は、法定相続〔の規定〕により、最近者である者への出捐と扱う。〔この場合には〕第555条を準用する。

##### c) 被用者

**第683条** 被相続人がその被用者に遺贈したが、被用者を単に雇用関係による被用者と称したときは、被相続人が死亡した時点での雇用関係にある人が遺贈を取得する趣旨と推定する。

### Ⅲ 遺贈の取得

#### 遺贈の、帰属する日と取得要件

**第684条** （1）受遺者は、通例は（第699条）被相続人の死亡と同時に自己およびその承継人のために、遺贈を求める権利を取得する。

（2）〔受遺者は〕遺贈〔の対象である〕物件についての所有権を、第5部所有権の取得の規定に従って、取得する。

#### 遺贈の履行

**第685条** 遺贈は、疑わしいときは、被相続人の死亡後、直ちに履行しなければならない。金銭の遺贈、および遺産中に存在しない物件の遺贈は、被相続人の死亡後1年が経過したあとは、その履行を請求することができない。

**第686条** 遺産中に存在する物件の遺贈については、受遺者は、被相続人の死亡以降の利息、生じた収益、およびその他の増加〔部分〕につ

いて権利がある。ただし、遺贈に生じた負担、遺贈物件自体〔価値の〕の損失は、第三者の過失によらずに減少または給付全部が不能となった場合には、受遺者の負担となる。

**第687条** 被相続人が受遺者に、回帰的遺贈、すなわち1年ごと、1か月ごとなどに給付すべき旨の遺贈をしたときは、受遺者は、受遺者が生存した〔当該月の〕開始する全期間の額を求めることができるが、期間の終了と同時に初めて、その金額を請求することができる。最初の期間には、被相続人の死亡のときから進行する。

担保を求める受遺者の権利

**第688条** 債権者が債務者に対して担保の提供を要求することができる、すべての場合に、受遺者もまた、遺贈につき担保を請求することができる。

帰属者のない遺贈は誰に帰属するか

**第689条** 受遺者が承認しない、または承認する意思がない遺贈は、後位相続人に帰属する(第652条)。後位相続人が存在せず、かつすべての遺贈が複数の者に、または未分割または等分に受益されるときは、それらの者のひとりが取得しないその者の持分は、他の受遺者に帰属する。上記の2つの場合のほか〔の場合〕には、帰属者のない遺産〔物件〕は、遺産に留まる。

負担〔の履行〕のため遺産が尽きてしまう場合の、相続人の権利

**第690条** 遺贈〔の履行〕により、相続財産がすべて尽きてしまう場合には、制限的な責任を負う相続人は、遺産の善良な管理者として行った立替金および労苦につき、相当な補償のみを請求することができる。相続人が自身で相続財産を管理することを欲しないときは、相続人は、財産管理人の選任を請求しなければならない。

**第691条** 遺産により、遺贈のすべてを満足せしめることができないときは、扶養〔を給付する旨〕の遺贈は、他のすべて〔の遺贈〕に優先して履行しなければならない；扶養〔遺贈〕は、被相続人の死亡のときから、受遺者に帰属する。

負担が遺産を超える場合の相続人の権利

**第692条** 債務、その他の支払い義務のある費用の弁済、および遺贈のすべてを履行するのに、〔遺産が〕十分には存在しないときは、受遺者は、相続人が限定責任を負う場合には (第802条)、比例的減額を甘受する〔ものとする〕。そのような恐れがあるときに限り、制限的責任を負う相続人は、担保の提供あるときにのみ、遺贈を履行する義務を負う。

**第693条** 受遺者がすでに遺贈を受領しているときは、前条に定める比例的減額は、遺贈を受領した時点での価額、および遺贈から受益した収益に従って、これを決定する。

私的保険からの給付

**第694条** 受遺者は、〔前条に基づき〕相続財産への支払いを回避するため、遺贈、または693条に定める価額を、相続財産に返金することができる；〔受遺者の地位の〕改善ないし改悪を考慮して、受遺者は、誠実な占有者と扱われる。

## 第12章 終意処分による制限と取消

### 終意処分の制限と変更

#### I 通則

**第695条** 終意処分者は、たとえば条件または負担（を設定すること）により、相続人または受遺者の権利を制限し、また被相続人の指示の動機と目的を述べることができる。終意処分者は、遺言および終意処分書を変更または全面的に取り消すこともできる。

#### II 制限の種類

##### 1 条件

**第696条** 条件は、権利〔の発生〕がある〔発生〕の〕不確かな出来事に依存するものである。条件は、出来事が発生するか、または発生しないかにより、〔条件の存在が〕肯定または否定される。授与された権利が条件の成就後に初めて効力を生ずるのが停止〔条件〕、授与された権利が条件の成就により消滅するのが解除〔条件〕である。

a) 理解できない、または法律もしくは習俗に反する条件

**第697条** まったく理解できない、または法律もしくはは習俗に反する条件は、[そのような条件が] 付加されていないものとみなす。

b) 不能条件

**第698条** 不能の停止条件のもとで、ある者に権利を帰属させる指示は、条件の成就がのちに初めて不能となる [ものであり]、かつ被相続人がその不能を認識していたときでも、無効である。不能の解除条件は、付加されていないものとみなす。

c) 可能かつ適法な条件

**第699条** 条件 [の成就] が可能かつ適法なものであるときは、それに依存する条件は、条件の完全な成就によってのみ取得される、また条件が偶然の出来事に、または付与を受けた相続人、受遺者、もしくは第三者の意思に依存させることもできる。

**第700条** [条文の見出しを含めて削除。婚姻しない旨の条件を付けた場合の扱いを定める]

d) 被相続人の生存中の条件の成就

**第701条** 終意意思に書かれた条件が、被相続人の生存中に成就した場合、条件成就が相続人または受遺者により、繰り返すことができる行為であるときは、その条件は被相続人の死亡後に新たに成就されなければならない。

e) 後位相続人による条件の不成就

**第702条** 相続人または受遺者に課された制限的な条件は、被相続人による明示的な意思表示なしには、被相続人が指定した後位相続人または受遺者に拡大適用することはできない。

f) [成就] 可能な条件の効力

**第703条** 停止条件により付与された相続財産を取得するためには、付与された者が条件の成就後に生存し、かつその時点で相続能力を有しなければならない。

**第704条** [削除。694条での補充により704条の対象がなくなるゆえ]

2 期間

**第705条** 被相続人が付与した権利発生を制限する出来事の発生が確かであるときは、付与された権利は、他の無条件の権利と同様に、付

与された者の相続人にも移転する。その他の場合には、[現実の] 引き渡しのみが、指定の期限まで延期される。

**第706条** [発生することが] 不可能な発生期限 [を定めたとき] は、その指示を無効とする。不可能な最終期限は、それがないものとみなす。被相続人が時期の予測を誤っていたときは、期限は、相続人の予測した意思に添って決定する。

前位相続人

**第707条** 相続人の権利 [の発生] が、条件が成就されないことにより、または[未到来の] 期限 [が未到来] のため、未確定の状態にあるときは、法定相続人と指定相続人の間では、相続財産の占有および用益に関しては、後位相続人の場合と同様の権利および義務が適用される。[この理は] 相続人と、条件つきまたは期限つきで付与された受遺者との関係に [も]、準用する。

後位相続人

**第708条** 相続および遺贈を、否定的もしくは解除条件のもとに、またはある期間に限り取得する者は、遺産または条件の充足または特定の時点の到来により [相続財産または遺贈が] 帰属する者に対しては、後位相続人または後位相続人との関係で、前位相続人または前位遺贈に帰属する [関係] に、同様の権利と義務 (613条, 652条) が帰属する。

3 負担

**第709条** 被相続人が、ある者に相続財産を負担つきで出捐したときは、負担を課せられた者は、できるだけ正確に負担を履行しなければならない。

**第710条** 負担を課せられた者が、単独では債務を履行することができない、または完全には履行することができないときは、負担は、疑わしいときは、停止条件 (696条) とみなす。

**第711条** 被相続人が、[遺言処分の] 動機の表現または処分の目的の表現を通じて、義務を課すことを欲したのか、それとも、その意思表示が、相談・助言、希望、または要請にすぎず、それを無視しても、何ら不利益を生ぜしめ

ないときは、解釈により、〔いずれの趣旨であるのかを〕決定するものとする。

#### 強制遺贈と履行の禁止

**第712条** (1) 相続人をして、第三者に遺贈〔の内容〕を履行すべき旨の被相続人の指示は、相続人がこの負担を被相続人の指示に従わないとき〔も〕、負担が〔履行〕可能であり、かつ許容される〔性質である〕限り、〔指示は〕効力を有する。

(2) 被相続人が相続人または受遺者をして、特典を取り消すという威嚇のもとで、終意意思を争うことを禁止する被相続人の指示は、終意処分の真意や意向のみが争われるとき、争い禁止の解釈を争うとき、習俗に反するまたは法律に反する指示を争う、強行法規的形式規定との抵触に異論を唱えるときは、その限度で〔被相続人の〕指示は無効である。

### Ⅲ 終意処分の撤回

#### 1 のちの遺言の作成による〔撤回〕

**第713条** (1) のちに〔作成された〕有効な遺言により、被相続人が後の処分において、前の処分の全部または一部を存続させる旨を明確にしていないかぎり、相続人の指定においてだけでなく、その他の指示においても、以前〔作成された〕遺言を、存続させることができる。この理は、相続人がのちの遺言において、遺産の一部のみ係わる処分をしたときも、同様である。〔抵触しない〕残存する部分は、前の遺言に含めて処理されるのではなく、法定相続人に帰属する。

(2) 相続人指定を伴わない（第552条2項）前の終意処分は、疑いがあるときは、すべての相続財産について処分を行う、後の遺言によってのみ、取り消される。

#### のちの終意処分による〔取消〕

**第714条** 相続人の指定を伴わないのちの終意処分により、相続人の指定を伴わない前の遺贈または終意処分は、後者に抵触する限度で、取り消されたものと扱う。

**第715条** 複数の終意処分のうち、いずれが

前後に作成されたかを確定できないときは、相互に抵触しない限度で、双方とも効力を有する。

#### 前に意思表示された不変性の無視

**第716条** のちの終意処分による指示が一般的に、またはそれが特別な形式で作成されていない、または特別に明示されたときには無効とする。終意処分における付加条項は、ないものとみなす。

#### 2 撤回による〔取消〕

##### a) 通則

**第717条** 終意処分者が終意処分を、新たな終意処分を作成することなしに、取り消す意思であるときは、終意処分者は、明示的または黙示的に、（前の）それを撤回しなければならない。

**第718条** 終意処分の撤回は、遺言能力を有する状態でのみ、行うことができる。

##### b) 明示的な撤回

**第719条** 終意処分の明示的な撤回は、終意処分の作成に必要な形式でのみ行うことができる。

**第720条** 〔削除、相続人の拒絶による撤回に関する。内容は、712条2項で規定〕

##### c) 黙示の撤回

**第721条** 終意処分書を破棄、たとえば、破る、切り裂く、燃やす、または署名や内容のすべてに棒線を付して抹消した者は、それを撤回したものとみなす。複数の〔まったく〕同じ内容の文書のうち1通のみが破棄されたときは、疑わしいときは、これによつては終意処分の撤回とは扱わない。

**第722条** 文書が偶然に破棄された、または消失したに過ぎない場合、偶然、消失したものであり、かつ文書の内容を証明されたときは、終意処分は有効に存続する。

**第723条** 被相続人がのちの指示を取り消したが、前の指示〔の扱い〕に触れてない場合には、疑わしいときは、前の指示が再び効力をもつ。裁判所での口頭の遺言、口頭での公正証書遺言〔である〕を除いて、前の口頭の処分は、再び効力を復活することはない。

## d) 推定的撤回

**第724条** (1) 被相続人が下記の行為をしたときは、遺贈の撤回と推定する。

1. [遺贈として] 付与された債権を、[みずから] 取り立て、または消滅させたとき、
2. 付与された物件を譲渡し、それを取り戻さなかったとき、
3. 物件の形状および名称を喪失するような修正を加えたとき。

(2) 債務者が自発的に債務を弁済していたとき、または遺贈の処分が、裁判所のまたは官庁の指示に基づいて行われるか、または被相続人の同意なしに物件が処分されたときは、遺贈は効力を有する。

3 親族という地位を喪失したことによる[撤回]

**第725条** (1) 婚姻の解消、登録パートナー婚の解消、または被相続人の生存中の事実婚の解消により、終意処分がそれ以前の、婚姻、登録パートナー婚、事実婚と係わる限度で、それ以前に作成された終意処分は、撤回されたものとする、ただし、被相続人が明示的に異なる意思を指示をしているときは、この限りではない。出自の解消、[遺言の] 撤回、養子縁組の取消[など] が、相続開始のあとで生じた場合でも、以前の家族のためになされた終意処分についても、同様である。

(2) 被相続人または終意処分で遺贈された人が、婚姻や登録パートナー婚、または撤回、または養子縁組を解消するための、裁判上の手続を開始したときも、終意処分は、撤回されたものと扱う。被相続人が、裁判上の出自手続を開始した場合については、前記の家族が現実には被相続人の出自にあたるのではないことが、のちに明かされたときも、[扱いは] 同様とする。

## 4 指定相続人の脱落

**第726条** 相続人も後位相続人も、相続を承認する意思がないか、または承認することができないときは、相続権は、法定相続人に帰属する。[その場合には、] 法定相続人は、被相続人のその他の処分に従うことを要する。

## 第13章 法定相続について

## I 原則

## 法定相続の場合

**第727条** 被相続人が、なんら適法な終意処分を残さない、もしくはそのすべての財産についての処分をしなかったとき、または指定された相続人が相続財産を受領することができないか、もしくは[受領を] 欲しなかったときは、相続財産の全部または一部について法定相続が開始する。

**第728条** [被相続人による] 有効な意思表示が欠けるときは、被相続人のすべての相続財産は、法定相続人に帰属する。被相続人がその財産の一部を有効に処分しなかったときは、その財産は、法定相続人に帰属する。

## 遺留分の減縮と剥奪の効果

**第729条** (1) 遺留分権者が終意処分によって[取得すべき法定相続分より] 減縮されたときは、その者は、法律に基づいて、その者の遺留分を請求することができる。

(2) 遺留分の全部または一部が被相続人によって剥奪されたときは、被相続人は、上記の相続人からその法定相続分をも減縮させる意思と推定する。

(3) 法定相続のさいには、[上記の] 減縮された者の直系卑属は、前者が被相続人より長く生きたときでも、前者の地位を承継する。

## 法定相続人

**第730条** 法定相続人は、被相続人の最近親者、配偶者および登録パートナー婚配偶者である。

## II 親族の法定相続権

**第731条** (1) 第1親系には、被相続人に由来する血族である、子およびその直系卑属がこれに属する。

(2) 第2親系には、被相続人の父母およびその直系卑属、すなわち父母の兄弟姉妹およびその直系卑属がこれに属する。

(3) 第3親系には、被相続人の祖父母およびその直系卑属、すなわち、被相続人の叔父と叔

母、およびその直系卑属がこれに属する。

(4) 第4親系には、被相続人の曾祖父母のみが相続資格を有する。

第1親系：子

**第732条** 被相続人に子があるときは、すべての財産は子に帰属し、子が被相続人の生存中に生れたか、またはその死後に生れたかは問わない。相続財産は、複数の子の間では頭割りする。なお生存する子の〔子である〕孫、および生存する孫の〔子である〕曾孫は、相続する権利を有しない。

**第733条** 被相続人の直系卑属が被相続人より前に死亡したが、同卑属に直系卑属が存在するときは、死亡した直系卑属に帰属すべき持分が、その子に、等分に帰属する。

**第734条** 死亡した子どもの〔子である〕孫が、生存する子どもと競合するときだけでなく、死亡した子または死亡した孫の〔子である〕曾孫と競合するときも、相続財産はこのような方法で分割される。子が残した〔子である〕孫および孫の〔子である〕曾孫は、これらの者が生きていれば、死亡した子または死亡した孫が承継すべきであった部分と同じ割合で取得する。

第2親系：父母およびその直系卑属

**第735条** 被相続人に直系卑属が存在しないときは、相続財産は、第2親系の親族、すなわち被相続人の父母およびその直系卑属に帰属する。父母の双方が死亡しているときは、その直系卑属が権利者となる。死亡した〔父母〕に帰属すべき二分の一は、第732条から第734条の規定に従って分割する。

**第736条** 被相続人の父母双方が死亡しているときは、父母の一方側に帰属すべき相続財産の二分の一は、その直系卑属間で分割され、他の一方は、第732条から第734条に従って分割される。父母が共通する直系卑属またはその直系卑属のみを残したときは、これらの者の間で二分の一ずつ、平等に分割する。〔ただし〕これらの者のほかに、一方の父母の子のみが残っているときは、その者と、その直系卑属が二分の一ずつ帰属する持分を取得する。

**第737条** 被相続人の、死亡した父母の一方

が直系卑属を残さなかったときは、すべての相続財産はなお生存する他方父母〔側〕に帰属する。これ〔他方父母〕も死亡しているときは、すべての相続財産は、その子およびその直系卑属の間で、すでに述べた原則に従って、分割される。

第3親系：祖父母およびその直系卑属

**第738条** 被相続人の父母が直系卑属を残さずに死亡したときは、相続財産は、第三親系〔の相続人〕すなわち祖父母およびその直系卑属に帰属する。その場合には、相続財産は、二つの等しい割合に分割する。一方の二分の一は、被相続人の一方の父母側の父母およびその直系卑属に、他の二分の一は、他の〔父母側の〕父母およびその直系卑属に帰属する。

**第739条** 〔前条の〕それぞれの二分の一は、それぞれの〔父母側の〕祖父母の間で、これらなお生存していれば、平等に分割する。ただし、祖父母の一方またはそれぞれの父母側の祖父母が死亡していれば、この〔死亡した側〕に帰属すべき二分の一は、この〔死亡した〕祖父母の子および直系卑属の間で、2つの親系においてすべての相続財産が被相続人の父母の子および直系卑属間で分割するという原則（第735条から第737条まで）に従って、分割する。

**第740条** 父母側のうち双方の祖父母が直系卑属を残さず死亡したときは、他の側で、なお生存する祖父母に、またはその死亡後は、その子および直系卑属に、すべての相続財産が帰属する。

第4順位：曾祖父母

**第741条** (1) 第3順位のすべての相続人が存在しないときは、被相続人の曾祖父母が法定相続人となる。被相続人の父母の一方の曾祖父母には相続財産の二分の一が、他の父母側の曾祖父母には他の〔残存する〕二分の一が帰属する。相続財産の〔上記〕各二分の一は、両曾祖父母に等しく帰属する。曾祖父母の一部が生存しないときは、曾祖父母の生存配偶者に相続財産の八分の一が帰属する。曾祖父母の一人が欠けるときは、その四分の一は、被相続人の同じ父母側の、他の曾祖父母ペアが相続する。

(2) 被相続人の父母の一方の祖父母が欠けるときは、間接的に帰属する相続財産の二分の一についてと同じ程度において、他方父母の祖父母が相続資格を有する。

#### 複数の親族

**第742条** ある者が、被相続人と重複して親族関係にあるときは、それぞれの地位において、それぞれの側の親族として相続資格のある相続権を有する（第736条）。

#### その他の親族の除外

**第743条** 法定相続権〔者〕は、第4親系の親族（第731条）までに制限する。

### Ⅲ 配偶者および登録パートナー婚配偶者の相続権

**第744条** (1) 被相続人の、配偶者および登録パートナー婚配偶者は、被相続人のおよびその直系卑属と競合するときは相続財産の三分の一を、被相続人の父母と競合するときは相続財産の三分の二を、その他の場合には、法定相続人が相続財産の全部を〔取得する〕。父母の一方が先死しているときは、その持分も、配偶者または登録パートナー婚配偶者に帰属する。

(2) 配偶者および登録パートナー婚配偶者の相続分には、婚姻または登録パートナー婚契約、または相続契約によって被相続人の財産から取得するすべてが算入される。

#### 法定先取り遺贈

**第745条** (1) 被相続人の、配偶者または登録パートナー婚配偶者は、適法に相続権を剥奪されないかぎり、法定の先取り遺贈として、婚姻住居または登録パートナー婚住居に居住を継続する権利を有し、さらに婚姻中または登録パートナー婚中に属した動産が、これらが従前からの生活関係からみて継続しようが相応に必要であるかぎり、これを取得する。

(2) 事実婚配偶者が、少なくとも最後の三年間、事実婚配偶者として被相続人と共同生活をし、かつ被相続人が死亡したときは、婚姻関係にも登録パートナー婚関係にもないときは、被相続人の事実婚配偶者に、前項のような法定遺贈が帰属する。

#### 婚姻またはパートナー婚関係の解消

**第746条** (1) 被相続人の生存中に、婚姻または登録パートナー婚関係が解消されたあとは、これら配偶者またはパートナー婚配偶者は、法定相続権も先取り遺贈も、取得しない。

(2) 相続開始の時点で、婚姻または登録パートナー婚の解消を求める訴えの手續において、解消を許容する判決が確定した場合を前提に、使用財産および貯蓄の分割についての合意がある場合にも、法定相続権および法定先取り遺贈は、生存配偶者または生存する登録パートナー婚配偶者には帰属しない。そのよう合意は、疑わしいときは、夫婦または登録パートナー婚配偶者の一方の死亡による、婚姻または登録パートナー婚の解消のさいにも、効力を有する。

#### (3)〔草案3項を削除〕

#### 扶養請求権

**第747条** 配偶者または登録パートナー婚配偶者は、第746条および第777条の場合を除いて、相続財産に対して、および相続人に対して、第94条または登録パートナー婚法にしたがって、これらの者が〔そのご〕婚姻または登録パートナー婚関係に入っていないかぎり、相続財産の価額を限度として、扶養請求権を有する。配偶者または登録パートナー婚配偶者が被相続人から、契約上の出捐または終意出捐によって得たすべてのもの、法定相続分、遺留分、および公法上または私法上の給付により得たものは、この請求権の算定に算入する、〔ただし〕配偶者のまたは登録パートナー婚配偶者の固有財産および、これらの者により取得が期待される収入が、これらの者によって消費されたときは、このかぎりではない。

### Ⅳ 特別相続権と連邦による取得

#### 事実婚配偶者の特別相続権

**第748条** (1) 法定相続人が存在しない場合において、事実婚カップルが、被相続人の死亡前、少なくとも3年間被相続人と共同世帯で生活していたときは、事実婚カップルにすべての相続財産が帰属する。

(2) 事実婚カップルの間に、健康面ないし

職業面で、著しく対立する理由が生じていたが、事実婚カップルに特別な結びつきがあったときは、共同世帯の存否は、これを無視することができる。

#### 受遺者の特別相続権

**第749条** 被相続人の、法定相続人としても受遺者相続資格のないときは、被相続人により財産を授与された受遺者は、割合的に〔権利を取得する〕相続人と扱われる。

#### 連邦による取得

**第750条** (1) 相続資格者がまったく存在せず、いかなる者も相続財産を取得しないときは、連邦が相続財産を取得する権利を有する。

(2) 被相続人が死亡した時点でオーストリアに存在していた場合において、死因処分に基づく指定相続人も受遺者も存在せず、かつ法定相続人としての自然人にも相続財産が移行しないときは、オーストリア法に従った相続がなされないときでも、連邦が相続財産を取得する権利を有する。

#### 通常の相続との相違

**第751条** 本章に規定される法定相続のほかには、とくに農場経営および林業経営〔の相続〕について、特別の定めがある。

### V 相続分への加算

**第752条** (1) 指定相続および法定相続のさいには、被相続人が、終意処分によって、(持ち戻しを)指示するか、または、(被相続人と)受贈者とで、持ち戻しを合意したときは、相続人は、生前贈与(781条)を持ち戻さなければならない。持戻しの合意および取消は、書面によることを要し、そのような合意の締結は、贈与の履行後に行うことができ、かつ相続放棄のための書式に従う必要がある。

**第753条** 子どもの法定相続のさいには、子は、他の子の請求に基づいて、生前贈与(781条)を持ち戻さなければならない、ただし、被相続人が、基本財産を縮減することなく、(上記の)贈与を〔被相続人の〕収入から出捐したとき、または持戻しの免除の終意処分を行うか、または受贈者と合意したときは、この限りでは

ない。この合意および取消は、書面によることを要する。

**第754条** 直系卑属間〔の相続〕では、ある相続人自身が〔贈与として〕取得したものだけでなく、その者が代位した尊属が贈与として取得していたものも、その者の相続分に持ち戻す。増加相続分(560条)を得た者も、それを承認した者への贈与は、持ち戻されなければならない。

#### 持ち戻しの方法

**第755条** (1) 持ち戻しの対象となる財産は、現に贈与がなされた時点での〔価額を〕評価する。この価額は、オーストリア統計局が公示する消費者物価指数に従って、被相続人の死亡の時点で換価しなおし、その換価した価額を相続財産に持ち戻す。

(2) 持ち戻し義務のある相続人の相続分から、持ち戻した財産を控除しなければならない。持ち戻しの義務のある相続人は、その贈与物件を返還すべき義務はない。

### 第14章 遺留分および遺留分への加算

#### I 通則

##### 1) 遺留分権

**第756条** 遺留分は、遺留分権者に帰属すべき、被相続人の財産の価額についての持分である。

〔現757条の見出しは削除。草案において、その旨が明記されている。以下、見出しを欠く部分は、見出しがないことを意味する〕

**第757条** (1) 遺留分権者は、被相続人の、直系卑属、配偶者、登録パートナー婚配偶者である。

(2) 〔規定を削除。夫婦財産契約、相続契約などにより取得する財産を、相続分に算入する旨を定める〕

**第758条** (1) 法定相続のさいには相続権が帰属すべき人で、相続権を剥奪されておらず、かつ遺留分を放棄していない、第757条に掲げる人は、遺留分を有する。

(2) 相続能力を有しない、または相続権を剥奪されるか、もしくは先に死亡した人の直系

卑属は、この卑属が、1項の要件を満たしているときは、遺留分を有する。遺留分の放棄および相続の放棄は、疑わしいときは、〔これらの者の〕直系卑属にも効力が及ぶ。先に死亡した遺留分権者の直系卑属は、その遺留分は縮減され、さらに、縮減の要件を満たすときは（第776条1項・2項）、縮減した遺留分（のみ）で満足しなければならない。

（3）その遺留分が縮減された者は、相続契約、終意処分、法律に基づき相続権があるときは、その遺留分権を主張することができる。

#### 2) 遺留分の額

**第759条** 遺留分権を有する者には、法定相続によれば自己に帰属すべき、その二分の一を遺留分として帰属する。

〔見出し削除〕

**第760条** （1）第757条に掲げられる者が、遺留分の放棄や相続放棄により、この者に遺留分が帰属しないとき、疑わしいときは、他の遺留分権者の遺留分〔の額〕を増加させることはない。

（2）第757条に掲げられる者が、その他の理由により、遺留分が帰属しないかまたは減額した遺留分しか帰属せず、かつ、そのものに代わって、その直系卑属も遺留分を取得しないときは、他の遺留分権者の遺留分が増加する；第733条および第734条を適用する。

#### 3) 履行の種類

##### 遺留分の履行と充足

**第761条** （1）遺留分は、金銭で給付しなければならない。遺留分は、被相続人の死亡に基づく（780条）、または贈与に基づく出捐（781条）によっても、履行されたことになりうる。

（2）遺留分権者がある者に遺留分に基づいて出捐されたとき、被相続人はその者に金銭遺留分請求権を指示したもので、それを遺贈として出捐する意思ではない、と推定する。

##### 条件と負担

**第762条** 第780条や第781条の意味での出捐または贈与に、出捐された財産の利用の妨げとなる条件または負担がついているときは、条件

などが遺留分の満足を妨げてはならない。

それによって〔財産の〕利用ができないまたは減少せしめられたことは、出捐または贈与の評価にさいして、考慮しなければならない。

（2）〔草案2項を削除〕

（3）〔草案3項を削除〕

##### 金銭給付義務

**第763条** 第761条1項の意味での出捐により、遺留分権者が遺留分の価額を満たされない、または完全に満たすまで取得できないときは、遺留分権者は、金銭によって、遺留分自体を、または〔遺留分に不足する部分の〕補完を請求することができる。

#### 4) 遺留分債務者

**第764条** （1）遺留分請求権は、相続財産から、または委付を通じて相続人によって履行されなければならない。

（2）第780条および第781条の意味での出捐または贈与によっても、遺留分が満足されない、または完全には満足されないときは、相続人のほかに、受遺者も、遺産の価額を限度として、法定先取り遺贈の権利を有する、配偶者や登録パートナー婚配偶者、または同様の法定遺贈の権利を有する事実婚配偶者、または世話遺贈の受益者のための法定先取り遺贈を除いて、遺留分を満足させることにつき、比例的に責任を負わなければならない。

#### 5) 帰属と存続期間

**第765条** （1）遺留分権者は、自身およびその権利承継者のために、被相続人の死亡と同時に、遺留分権を取得する。

（2）遺留分に基づく金銭請求は、被相続人の死後1年を経過してから初めて請求することができる。

（3）〔草案3項を削除〕

#### 支払い猶予

**第766条** （1）終意処分者は、死亡後最大限5年まで、遺留分請求につき、支払い猶予を与えることができ、または前記の期間内は分割での支払いを指示することができる。同様に、被相続人は、前述の期間のあいだ、全部または

一部の履行につき、遺留分履行の猶予を与えることができる。

(2) 前項の場合においては、遺留分権者は、全部または残余の金銭給付を、前項の期間の終了したときから初めて請求することができる、ただし、あらゆる事情を考慮すれば、〔支払いの猶予が遺留分権者にとって〕不当であるときは、この限りではない。遺留分債務者の、利益および財産状況を、相当に考慮しなければならない。

(3) 考慮すべき特別な事情がある場合には、裁判所は、1項の期間を最大限10年まで伸張することができる。

**第767条** (1) 遺留分債務者の請求に基づいて、裁判所は、すべての事情を考慮して、支払い期限後の履行が著しく困難であると思われるときは、遺留分請求権の支払いを猶予させることができる。とくに遺留分債務者が十分な財産を有しないため、緊急の住居の必要を満たすことに役立つ住居を、またはその経済的な生活の基礎である事業を、処分しなければならないような場合が、これにあたる。同様に、金銭遺留分請求権は、即時の支払いが事業の継続を著しく危険ならしめるであろうような場合には、遺留分債務者の請求に基づいて、支払いの猶予を与えなければならない。遺留分権者の利益は、相当に考慮しなければならない。

(2) 裁判所は、遺留分請求権〔支払い〕を、被相続人の死亡後最大限5年猶予するか、またはこの期間内の分割支払いを認めることができる。

(3) 特別考慮に値する〔事情がある〕場合には、2項に定める期間は、最大限10年まで伸張することができる。

遺留分請求〔のため〕の担保提供と支払い猶予規則の適用

**第768条** 裁判所は、申立てに基づいて、遺留分請求権のため担保提供を命じることができ、著しい事情の変更がある場合には、支払い猶予規則を変更または取り消すことができる。遺留分債務者および遺留分権者は、重大な事情の変更について、相互に遅滞なく情報提供しな

ければならない。

## Ⅱ 遺留分権からの除外

### 1) 相続廃除

#### 通則

**第769条** 終意処分により、遺留分の全部または一部が廃除される。

#### 廃除理由

**第770条** 以下の場合には、遺留分権者は、廃除されうる。

1. 被相続人に対して、故意に裁判上課罰される行為を〔犯し〕、かつ1年以上の自由刑に処せられるべき行為を犯したとき、

2. 配偶者、登録パートナー婚配偶者、事実婚配偶者、または直系親族、被相続人の兄弟姉妹、その子、配偶者、事実婚配偶者、および被相続人の継子〔などに対して〕、故意に裁判上課罰される行為を〔犯し〕、かつ1年以上の自由刑に処せられるべき行為を犯したとき、

3. 被相続人の真の最終意思の実現を、故意に無に帰せしめた、または無に帰せしめようとしたとき（第540条）、

4. 被相続人に対して、非難すべき方法で、重大な精神的苦痛を与えたとき、

5. その他、被相続人に対する家族法上の義務を、著しく怠ったとき、または

6. 一つまたは複数の、故意になされた課罰される行為のために、終身刑または20年以上の自由刑の判決を受けたとき。

#### 善意の廃除

**第771条** 遺留分権者の、負債または浪費的な生活スタイルがゆえに、遺留分権者に付与されるべき遺留分が、全部または大部分が遺留分権者の子から奪われるという危険が存在するときは、遺留分は、その子のために、剥奪されうる。

#### 意思表示の種類と原因の非客観性

**第772条** (1) 廃除は、〔被相続人の〕終意処分における黙殺・無視によって、明示的または黙示的に行われうる。

(2) 剥奪原因は、剥奪のためには、被相続人によって、なされることを要する。

## 廃除の撤回と宥恕

**第773条** (1) 廃除は、〔これを〕撤回することができ、明示的または黙示的に、のちの終意の考慮により、先の廃除を、または〔先に〕廃除を希望した終意処分を撤回することにより〔撤回することができる〕。

(2) 被相続人が、遺言能力を欠いているために、〔廃除の〕撤回を行うことができない場合において、被相続人が廃除者を許したという事情を認識していたと認めうるときは、廃除は効力を有しない。

## 証明責任

**第774条** (1) 廃除原因の存在は、遺留分債権者が証明しなければならない。

(2) 廃除原因が存在するさいには、明示または黙示での廃除の原因であると推定される。

理由なしの、または〔遺留分権者を〕無視する廃除

**第775条** (1) 被相続人が、廃除の理由を示すことなく、明示または黙示の態度を通じて、遺留分権者を廃除したときは、遺留分の剥奪を意味したのではなく、〔法定〕相続分を与えない意思と推定する。

(2) 被相続人が子および直系卑属を有していたが、終意処分（書）を作成した当時、その〔者たちの〕存在を知らなかったときは、被相続人は、終意処分により、これらの者に何らかの財産を与える意思であったと推定する。被相続人が他にも子を有したときは、この子について、少なくとも、最も取得分の少ない子と同等以上に扱う意思であると推定する。被相続人が〔その存在につき〕不知であった子が唯一の子であるときは、終意処分を撤回したものとみなす、ただし、被相続人がその子の存在を知っていても、そのような〔遺言〕処分をしたであろう旨が証明された場合は、そのかぎりではない。

## 2) 遺留分の縮減

**第776条** (1) 被相続人と遺留分権者とが、少なくとも処分者の死亡の前、〔相当〕長さの期間、家族であれば通常存在するような近い関係が存在しなかったときは、被相続人は、終意処分によって、遺留分〔額〕を半分に縮減す

ることができる。

(2) 被相続人が〔遺留分権者との〕接触を理由なく避けた、または接触を断つ正当な動機が存在するときは、遺留分の縮減を求める権利は、存在しない。

(3) 遺留分縮減には、第773条および第774条を準用する；遺留分の縮減は、死因処分における無視により黙示で指示することもできる。

## 3) 遺留分権者の必要な扶養

**第777条** 遺留分権利者が相続欠格または廃除されたときでも、遺留分権者も、必要な扶養を、つねに請求することができる。

## Ⅲ 遺留分の算定

### 1 遺留分の算定と計算

**第778条** (1) 遺留分権者の申立てに基づいて、遺留分〔額〕の算定のために、すべての相続財産が、詳細に記述され、かつ評価される。

(2) 評価〔額〕は、被相続人の死亡の日を基準とする。金銭〔支払い〕義務請求権が履行されるまで、法定利息が遺留分権者に帰属する。

〔見出しなし〕

**第779条** (1) 被相続人がその生存中にすでにその財産に対して責任を負っていた、債務その他の負担および、相続開始後、かつ委付の前に生じた〔債務など〕、相続財産の調達や管理と結びついた費用は、相続財産から控除される。

(2) 遺留分は、遺贈、および終意意思から派生した負担は、これを考慮せずに、算定する。

### 2) 死亡に基づく出捐の持ち戻し

**第780条** (1) 遺留分権者が、相続分、遺贈、または被相続人が支払った私的保険の受取人として、相続の開始後に、取得した財産またはその他の財産の取得したすべてのものは、遺留分に持ち戻され、〔その者の〕遺留分から控除される。

(2) 死亡に基づく出捐は、被相続人の死亡の時点を基準として評価しなければならない。

### 3) 生存中の贈与の持ち戻しと算入

**第781条** (1) 被相続人の生存中にまたは死亡の場合により、被相続人から、遺留分権者または第三者が取得した贈与は、以下の定めに従って、相続財産に持ち戻し、受贈者の遺留分価額に算入する。

(2) 〔以下〕も、前項の意味での贈与と見なす、

1. 〔被相続人〕の子が取得した婚資、
2. 遺留分の前渡し、
3. 相続放棄または遺留分放棄についての代償、
4. 私的財団への財産の出捐、
5. 被相続人が出捐した範囲で、私的財団の受益者としての地位の承認、
6. その経済的意味からすれば、生存者間での無償の法律行為と等しい〔と評価できる〕、その他の給付。

#### (3) 〔草案3項の削除〕

遺留分権を有しない者への贈与

**第782条** (1) 被相続人が死亡の前2年以内に、遺留分権者でない第三者へなした贈与は、遺留分権者の請求に基づいて、相続財産の算定のさいには、持ち戻さなければならない。

(2) 前項の権利は、被相続人が遺留分を有する子に、被相続人が生存中に行った、贈与のみについて、直系卑属に帰属し、配偶者または登録パートナー婚配偶者には、被相続人との、婚姻中またはパートナー婚の存続中に行った贈与のみが〔持ち戻しの〕対象となる。

遺留分権者への贈与

**第783条** (1) 遺留分権者、または相続人の請求に基づいて、遺留分権者ではない人(757条)への贈与は、受贈者のまたはそれに代わって登場した人の遺留分に加算しなければならない。遺留分を放棄した、または相続を放棄したため、贈与の時点で遺留分権者(757条)ではなく、それゆえ遺留分を有しない受贈者は、同様に、遺留分権者への贈与の持戻し、および〔遺留分への〕加算を請求することができる。

(2) 受遺者が遺留分の満足のために、寄与したまたは比例的控除を甘受した限度で、持戻し

しおよび加算は、受遺者も請求することができる。

例外

**第784条** 被相続人が収入から、〔算定〕基礎財産の縮減なしに、共通目的のために、道義的義務の観点において、または敵意・反対の理由から、行った贈与は、被相続人と受贈者が別段の合意をしない限り、持ち戻しも〔遺留分への〕算入も、要しない。

〔見出しなし〕

**第785条** 遺留分権者への贈与は、遺留分権者として被相続人が終意処分により算入を免除した、または遺留分権者と合意した範囲で、その遺留分には算入しない。そのような場合には、算入を免れた出捐は、算入を免除された遺留分権者の遺留分の算定のさいには、持ち戻しを要しない。加算免除の契約は、書面によることを要する；この契約の取消は、遺留分放棄の方式によることを要する。

〔見出しなし〕

**第786条** 特定の贈与の持ち戻しを請求することができる権利を有する者は、これに関して、相続財産、相続人、受贈者に対して情報〔提供〕請求権を有する。

計算方法

**第787条** (1) 規定に従って相続財産へと持ち戻される贈与は、計算上、相続財産に持ち戻す。持ち戻しによって増加した相続財産を基礎として、遺留分を算定する。

(2) そのような方法により増加した遺留分から、贈与をその遺留分に持ち戻した範囲で、遺留分を有する受贈者への贈与を控除しなければならない。

贈与の評価額

**第788条** 贈与された物件は贈与が現実になされた時点を基準として評価する。さらに、オーストリア統計局により公示された消費者物価指数に従って、死亡時点での価額に評価換えを行う。

## IV 受贈者の責任

**第789条** (1) 遺留分〔額〕の決定にさい

して、贈与を持ち戻しまたは〔遺留分に〕算入しても、相続財産が遺留分〔額〕に満たないときは、〔遺留分が〕満たされない遺留分権者は、受贈者に対して、不足額の支払いを請求することができる。この理は、子が第1220条に基づいて請求すれば取得できる限度では、婚資には適用がない。

(2) 複数の受贈者は、遺留分の不足について、受贈した価額に比例して責任を分担する。

(3) 受贈者が不足額を弁済することができないとき、または2項の規定に従って責任を果たすことができないときは、受贈者は、贈与された物件を限度として責任を負えば足りる。

〔見出しなし〕

**第790条** (1) 受贈者が贈与された物件を~~もはや所有しない~~、またはその価値が減少しているときは、受贈者は、その〔価値の〕損失を不誠実に許容したときは、その全財産をもって責任を負う。

(2) 減殺請求の支払い猶予に関する第766条から第768条までの規定は、不足額の支払いを求める請求権に準用する。

〔見出しなし〕

**第791条** (1) 遺留分権を有する受贈者（758条）は、その者が持ち戻すべき贈与を考慮すれば、その者の遺留分に相応するよりも多くの遺留分を取得した限度で、減縮された遺留分権者に対して、責任を負う。

(2) 受贈者が〔被相続人よりも〕先に死亡したとき、または受贈者が遺留分を放棄するか、相続を放棄したときは、受贈者およびその相続人は、その者の仮定的遺留分の額の限度で責任を免れる。この贈与は、被相続人が遺留分への算入を免除したときも、持ち戻さなければならない。

(3) 受贈者またはその相続人が、責任制限をすでに主張していたときは、遺留分権者に代わって遺留分を得た者、または遺留分権者の脱落により遺留分が増加した者は、その余の責任制限を主張することはできない。

(4) 〔草案4項は削除〕

〔見出しなし〕

**第792条** 受贈者が贈与の時点で遺留分権者の範囲に含まれていなかった場合〔757条〕において、被相続人がその死亡の2年以上前に贈与を行っていたときは、受贈者は、責任を負わない。

**第793条—796条** 〔現行の規定を削除、持ち戻しおよび扶養請求権についての規定。草案755条、787条、747条を参照〕

## 第15章 相続財産の取得

### I 相続財産を取得するための要件

#### 委付原則

**第797条** (1) 何人も相続財産を自力で取得することはできない。相続財産の取得は、原則として、相続財産の委付を通じた、相続人への法的な占有を移転する、〔相続財産〕委付手続を実行したのちに、行われる。

(2) 裁判所が、〔被相続人の〕死亡後、職権で、どのように行動するか、および論述にさいして、遵守すべき期限および、いかなる保全手段に留意すべきかは、手続法で定める。手続法では、相続人や債権者が相続財産に対して権利をどのように請求するかについても、定める。

相続財産の引き渡し

**第798条** 裁判所は、債務超過した相続財産を、支払いに代えて委付するときは、委付決定が〔相続財産の〕取得する〔債務〕名義を形成する。相続財産物件を引き受ける旨の、裁判上付与された権限も、同様である。

法的資格の証明、相続の承認

**第799条** 相続財産の取得を欲する者は、裁判所に対して、法的資格（相続契約、終意処分、または法律〔に基づくそれ〕）を証明しなければならず、さらに相続財産を取得する旨を明示的に意思表示しなければならない。

条件つき承認および無条件の承認

**第800条** 相続の承認は、無条件または条件付きで、財産目録を調製したうえで、意思表示をすることができる。

無条件承認の効果

**第801条** 無条件の相続承認により、相続財

産がこれらの負担を満足させるのに十分存在しないときでも、相続人は、被相続人の債務についてすべての債権者に対して、および遺贈についてすべての受遺者に対して、相続人自身が責任を負なければならない。

条件つき承認の効果

**第802条** 相続財産が財産目録を調整して承認されたときは、裁判所は、相続財産の費用負担で、財産目録の調整を命じなければならない。そのような相続人は、債権者および受遺者に対して、相続財産がそのような負担のために、および相続〔以外の権限で相続人に帰属した〕相続人固有の債権で満足させるに足りる限りで、責任を負う。

〔条件付きまたは無条件で〕相続を承認する権利、または相続を放棄する権利

**第803条** (1) 相続人が無条件でのみ相続財産を承認することができる、または条件つきで相続承認の意思表示をしたさい、または目録調整を申請したさいには、相続財産を失う旨の終意処分は、無効であり、かつ〔そのような制約は〕存在しないものとみなす。

(2) 条件つきまたは無条件承認または放棄する、または目録調整を請求する権利は、予め〔これを〕放棄することもできない。

**第804条** 遺留分権者も、目録の調整を請求することができる。

**第805条** 相続人は、相続を放棄することができる。

**第806条** 相続人は、〔相続〕放棄も、また承認の意思表示も、撤回することができず、無条件での相続承認を条件付承認に変更し、目録を調整することもできない。

**第807条** 共同相続人の一人のみが条件付き承認を表示したときは、目録を調整しなければならず、それにより財産分離が生ずる。目録が調整されたときは、無条件での相続承認を意思表示した者も、それにより生ずる責任制限の利益を受ける。

**第808条** 終意処分なしに相続財産の全部または一部が帰属する旨の相続人に指定されたときは、その者は、それ〔その処分〕により被相続

人による処分が実行できなくなるときは(726条)、法定相続人として取得する権利を有しない。そのような場合には、その者は、〔被相続人の最後の意思から〕相続を承認することも、それを全て放棄することもできない。

(2) 遺留分権を有する者は、遺留分を留保して、相続を放棄することはできない。

相続権の移転

**第809条** ある相続人が、相続を承認または放棄する前に死亡したときは、相続人の相続人が、相続財産を承認または放棄する権利を承継する。

## II 承認前の予防

### 1 管理

**第810条** 〔旧規定の変更なし〕

参考：旧810条 相続人が相続の承認のさいに自己の相続権を十分に証明したときは、相続財産の管理と利用〔をなす権限〕が、上記の相続人に委ねられるものとする。

### 2 担保の提供または債権者の満足

**第811条** 債権者は、相続承認の意思表示の前に、相続財産に対する〔債権の〕満足または担保の提供を請求し、または相続財産の代理〔をする者〕として、財産管理人の選任を要求することができる。

### 3 相続財産と相続人の財産の分離

**第812条** (1) 相続債権者の債権が、相続財産と相続人の財産とが混同するにより、〔自己の債権が〕危険となる恐れがあるときは、上記の債権者は、相続財産の委付の前に、自己の請求権が満足されるまで、相続財産と相続人の財産を分離し、裁判所により〔前記の財産を〕保管させ、または財産管理人による財産管理を申し立てることができる。

(2) そ〔前項〕のような場合には、相続人は、無条件での相続承認の意思表示をした後でも、財産分離後の債権者に対しては、分離された相続財産のみをもってする責任を負うに過ぎないが、その他の債権者に対しては、条件付きの相続承認の意思表示をした相続人と同様の責任を負う。

(3) 財産分離は、相続を承認した相続人から相当な担保の提供があるときは、〔これを〕回避または廃止することができる。分離は、職権によって、または申立てに基づいて、廃止することができる。分離が不当に許可されたとき、または〔分離を許可する〕要件が欠けていたとき、または分離〔後の〕債権者が自己の債権を遅滞なく執行できないときは、財産分離は、職権または申立てに基づいて、廃止しなければならない。

#### 4 相続財産債権者への催告

**第813条** 相続人および相続財産管理人は、債務の状況を確認するために、公告を通じて、すべての債権者に催告し、定められた期間内に、各債権者の債権を申し出るよう要請することができる。この公告には、期間の経過までに、債権者の満足が停止される旨を明示されていなければならない。

催告の、または不催告の効果

**第814条** 裁判所による催告を通じて、申し出られた債権を満足させることにより、相続財産が残存しないときは、債権者がその債権を期間内に申し出ず、相続財産に対してその余の請求権がないという効果を生ぜしめる。〔ただし〕債権が担保つきであるときは、この限りではない。

**第815条** 相続人が催告を怠り、または他の債権者の権利への考慮をせずに若干の債権者のみが満足を受け、それがゆえに若干の債権者が相続財産の債務過重を理由に〔債権の〕満足を得られなかったときは、相続人は、条件付きの相続承認をしていたときでも、相続人の全財産をもって、上の債権者に対して、その債権者が正当な催告を受けていれば、またはその債権につき満足を得たであろう財産額につき、責任を負う。

〔草案815条を、すべて削除〕

#### 5 終意処分の履行についての証明

**第816条** 被相続人は、終意意思により、その最後の意思を〔実現する〕執行者を任命することができる。遺言執行者が上の課題を引き受けたときは、遺言執行者は、権限を有する者と

して、被相続人の指示をみずから執行するか、または実現の遵守を監督し、かつすべての相続人をして、その執行を委ねることができる。

遺言〔内容〕執行の証明

**第817条** 遺言執行者が任命されず、または遺言執行者がその任命を引き受けなかったときは、相続人は、裁判所に対して、相続人が被相続人の〔最終〕意思をできるだけ実現する旨を、または担保を供した旨を、証明しなければならない。

**第818条** 〔削除、納税に係わる規定。草案解説818条参照〕

### Ⅲ 委付とその効果

#### 委付

**第819条** 相続承認の意思表示がなされ、相続人とその相続分が確定し、さらにその他の要件が満たされていれば、相続財産は直ちに相続人に委付され、〔これにより〕手続は終了する。相続人は、委付により生じた、不動産物件についての所有権を、公の登記簿に登記しなければならない（436条）。

筆者による補足：第436条（判決またはその他の裁判所の文書による〔取得の場合〕）

不動産物件の、または建築物の所有権が、確定判決、裁判所による分割、相続財産の委付により〔所有権が〕移転されるべきときは、併合（第431条から第433条まで）、または供託（第434条・第435条）を必要とする。

複数の相続人の責任

**第820条** 相続を無条件で承認した複数の相続人は、相続債権者および受遺者に対して、総手的に責任を負う。〔相続人内部の〕相互の関係においては、上記の相続人は、各相続分にしたがって責任を負う。

**第821条** 相続財産目録が調整され、債務が可分であるときは、各相続人は、各自の相続分に応じた債務責任のみを負う。債務が不可分であるときは、相続財産目録〔を調製した〕にも係わらず、不可分責任を負うが、ただし最大限、委付された相続財産の価額まで〔責任を負えば足りる〕。

**第822条** 〔削除。相続人の債権者の保護に係わる規定。草案解説822条参照〕

以下の規定については、先行する草案訳において邦訳を行っていない。それゆえ、草案の規定と新法とが相違している部分に、アンダーラインを付していない。

相続回復請求および占有訴訟

**第823条** (1) 委付がなされた後でも、より多くまたは同等の相続権を主張する者は、遺産の返還または遺産につきその権利に相応する部分の返還を主張することができる。個々の遺産物件についての所有権は、相続回復訴訟ではなく、所有権〔に基づく返還請求〕訴訟に基づいて、返還請求する。

(2) 連邦は、相続を承認した相続人に対して、1項を準用して、相続財産を、占有した旨の権利を主張することができる。

相続回復請求および占有訴訟の効果

**第824条** 被告が相続財産の全部または一部の返還を判決されたときは、その者により収取された果実の返還を求める、またはその者の活動により生じた必要経費および費用の補償を求める請求権は、占有の章において、善意の占有者または悪意の占有者に適用される原則に従って判断しなければならない。善意の第三者である取得者は、その間に取得された遺産物件について、何人に対しても責任を負わない。

遺留分の縮減

**第951条・第952条** (見出しなし)、および代

**第956条** (死因贈与)の規定は、削除

**第1205条1項** 〔被相続人の語句の表記を変更〕

**第1205条4項** 〔遺産債務の語句の表記を変更〕

**第1205条5項** 〔被相続人の語句の表記を変更〕

第2部 物権法

〔訳者補注：以下、相続法本来の規定ではない。改正される条項の一部を訳出しておく。他の相続規定や家族法の規定に影響するからであ

る〕

## 第28章 相続契約と婚資に基づく請求権

相互遺言

**第1248条** 〔現行の規定を削除、共同遺言に関する規定。草案586条2項を参照〕

相続契約

**第1249条** 配偶者間で、将来の相続財産またはその一部につき約束し、かつその約束が承認される〔べき〕相続契約を締結することができる〔第602条〕。そのような契約は、公正証書の形式により、または書面による遺言に必要なすべての要件を遵守して、作成されなければならない。

**第1250条** 〔現行の規定を削除、後見に服する夫婦について規定する〕

条件

**第1251条** 契約にさいする条件についての定めは、相続契約にも適用する。

相続契約の効力

**第1252条** 相続契約〔の存在〕は、契約パートナーがその生存中に自己の財産を任意に処分することを妨げない。相続契約に基づいて生ずる権利は、契約当事者の一方の死亡を要件とし、かつ相続開始前には、第三者に譲渡することはできない。将来の相続財産につき、担保を要求することもできない。

**第1253条** 相続契約によって、契約当事者の一方が遺言する権利を完全に放棄することはできない。純粹〔財産の〕四分の一は、遺留分による、またはその他の債権による負担となることはなく、自由な終意処分に委ねられる。被相続人がそれについて処分しなかったときは、相続契約において、〔死亡する配偶者に〕相続財産の全てが約束されているときでも、この四分の一は、契約相続人には帰属せず、法定相続人に帰属する。

**第1254条** 相続契約は、一方的に撤回することはできず、契約法上の理由に基づいて、効力を失わせることができる。遺留分権利者の権利は、相続契約による影響を受けない。

離婚または婚姻の取消

**第1266条** 〔官報の記載では、最後の文のみ削除、と記されているので、4文、「無償であるにもかかわらず、婚姻を解消された配偶者は、〔無責ではあるが法定相続〔権〕（第757条—第759条を主張することはできない）との部分を削除する趣旨であろう〕「連邦法情報システムRIS」で確認したところ、この趣旨で正しいようである。

相続買取契約

**第1278条—第1283条** 〔邦訳省略〕

**第1462条** 〔被相続人の表記を変更〕

**第1487条** 〔規定中の一部が削除される〕

相続法上の請求権の時効

**第1487条a** 〔新設規定である〕

（1）終意の意思表示を変更する権利、遺留分の金銭請求をする権利、終意の条件または負担を取り消す権利、承認後により大きなまたは同等の権利を主張する権利、受遺者に遺留分の減縮をするまたは死因処分にに基づきその他の権利を要求する権利は、請求権の存在のために必要な事実を知ってから3年以内に、裁判所に主張しなければならない。〔上記事実の〕認識に係わらず、〔この〕権利は、被相続人の死亡のときから30年で時効により消滅する。

（2）連邦による取得についても、前項〔の規定〕を準用する。

**第1503条** 〔詳細を省略、各条の〕規定は、2017年1月1日から効力を有する。

この日の施行が原則であるが、その他、10項を設けて、施行時期についての明細が記されている。施行時期の問題であるので、詳細は割愛する。

以下、その他の法令の改正。

後学のため、法令名と参考文献などを列挙しておく。

① 上記の民法の改正（本稿で訳出部分）が、ここでいう①にあたる

② 一子相続法の改正 第17条、第18条4項

同法については、筆者が著した邦語文献が存在する。それについては、本稿の「はじめに」

挙げた文献を参照されたい。後述するケルンテン州およびチロル州は、連邦法である一子相続法の適用受けない州である。

Meyer, Anerbengesetz. Verlag Manz. 25 EUR. コメントである。1991年発行後、改訂されていない。今日でも入手が可能である。

### ③ 非訟事件手続法の改正

相続のみならず、家族法でも、しばしば関係する法律である。

③—1 松村和徳・石川光晴「オーストリア非訟事件手続法（1）—（4）——その立法過程と条文試訳」比較法学47巻2号—48巻2号。2013年—2014年。家族法の全般にわたって、しばしば登場する法律である。条文訳の部分は、有益であろう。

③—2 同法について、参考となるコメントを1点挙げておこう。Klika, T./P. Oberhammer/T. Domej, Ausserstreitverfahren. 5. Aufl. Verlag Manz, 2014, 136S., 23. 50 EUR. 相続のみならず、家族法でも、しばしば関係する法律である。

③—3 非訟事件手続法事件に係わる特別法のなかでも、家族、「相続」、国際私法の領域を対象とする特別法もみられる。その詳細は、たとえば、上記③—2の法令集を参照されたい。

### ④ 裁判所手数料法の改正

### ⑤ 一般土地登記簿法の改正

### ⑥ 裁判所関係法の改正

⑥—1 鈴木正裕『オーストリア民事訴訟法史』信山社、2016年。212頁。解釈としては、余り参考となりたがいかも知れないが、新しくかつ、極めて貴重な業績である。

⑥—2 条文訳としては、『オーストリア民事訴訟法典』1997年、260頁。法務資料456号。のち「法曹会」から出版。1997年。

⑥—3 概説書を一冊あげておこう。G.E. Kodek./P.G.Mayr, Zivilprozessrecht. 3.Aufl. 2016, 461S. Verlag Facultas 39 EUR.

### ⑦ 裁判所手数料法の改正

### ⑧ 国際私法の改正

国際私法（連邦官報1978年法第111号，最終改正は連邦官報2013年法第158号）は，下記のように改正する。

1 第28条から30条まで見出しの語を含めて削除する。

2 第50条7項に下記を追加する。

7項：第28条から30条までの規定は，2015年8月17日に廃止される。ただし，2015年8月17日前の死者は，死亡し，かつヨーロッパ相続規則で基準となる規則が決められない限り，なお効力を保持する。

⑧—1 条文訳などにつき，本稿の「はじめに」示した文献を参照されたい。

⑧—2 概説書を一点挙げておこう。

Verschraegen, B., Internationales Privatrecht. Manz Verlag 2012, 286S., 44.75 EUR.

#### ⑨ 管轄規範（法）の改正

略称Jurisdiktionsnormという法律である。前掲『オーストリア民事訴訟法』205頁以下に，条文訳がみられる。

1 第77条1項で用いられる「被相続人」の語句を「死者」に変え，「遺産」の語句を「遺産手続」の語句に変える。

2 第77条2項で用いられる「相続承認の法的効力」の語句を，「遺産手続の確定的な終了」の語に変える。

以下，省略。

⑩ ケルン農場法の改正 一子連邦法の適用を受けない州である。

相続法での改正と同じく，「被相続人」の語句を「死者」と変更する改正，施行日についての特則などが改正の90%を占める。

#### ⑪公証人令の改正

塚谷悟（訳）「オーストリア」『外国公証人法 1』所収。成文堂，1983年。条文訳である。同書の出版後，3回の改正を経験している。

#### ⑫ レッヒトフレーガー法の改正

#### ⑬ チロル農場法の改正

前述ケルンテルと同様に，一子連邦法の適用

を受けない州である。

前記テルンテル州法の改正と同様の改正と施行日に関する改正に留まる。

#### ⑭ ボーヌング法の改正

#### ⑮ その他の施行規則の改正

#### ⑯ 施行日についての特別規則

施行日についての特則があるが，比較法上の意味が乏しいので，詳細は記述しない。

〔脱稿，2016.9.20〕